

第2期明石市子ども・子育て支援事業計画 (素案)

2020年(令和2年)3月
明石市

目 次

第1章	計画の概要	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間	3
4	計画策定体制と経過	3
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状と課題	
1	明石市の子どもをめぐる状況	5
2	第2期明石市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査結果及び分析	11
3	明石市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	34
第3章	計画の基本的な考え方	
1	施策体系図	37
2	基本理念	38
3	基本目標	39
第4章	量の見込み及び確保方策	
1	「量の見込み」及び「確保方策」の基本的な考え方について	49
2	「量の見込み」の算出方法について	50
3	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について	52
4	「量の見込み」及び「確保方策」について	53
第5章	計画の進行管理	
	計画の進行管理	79
資料編		
	資料（本文中の「※」の用語解説）	80

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では急速に少子化が進行しており、核家族化や高齢化の進展、女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、子どもの育ちや、子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状と課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められたことから、「子ども・子育て関連3法」が2012年（平成24年）8月に成立しました。

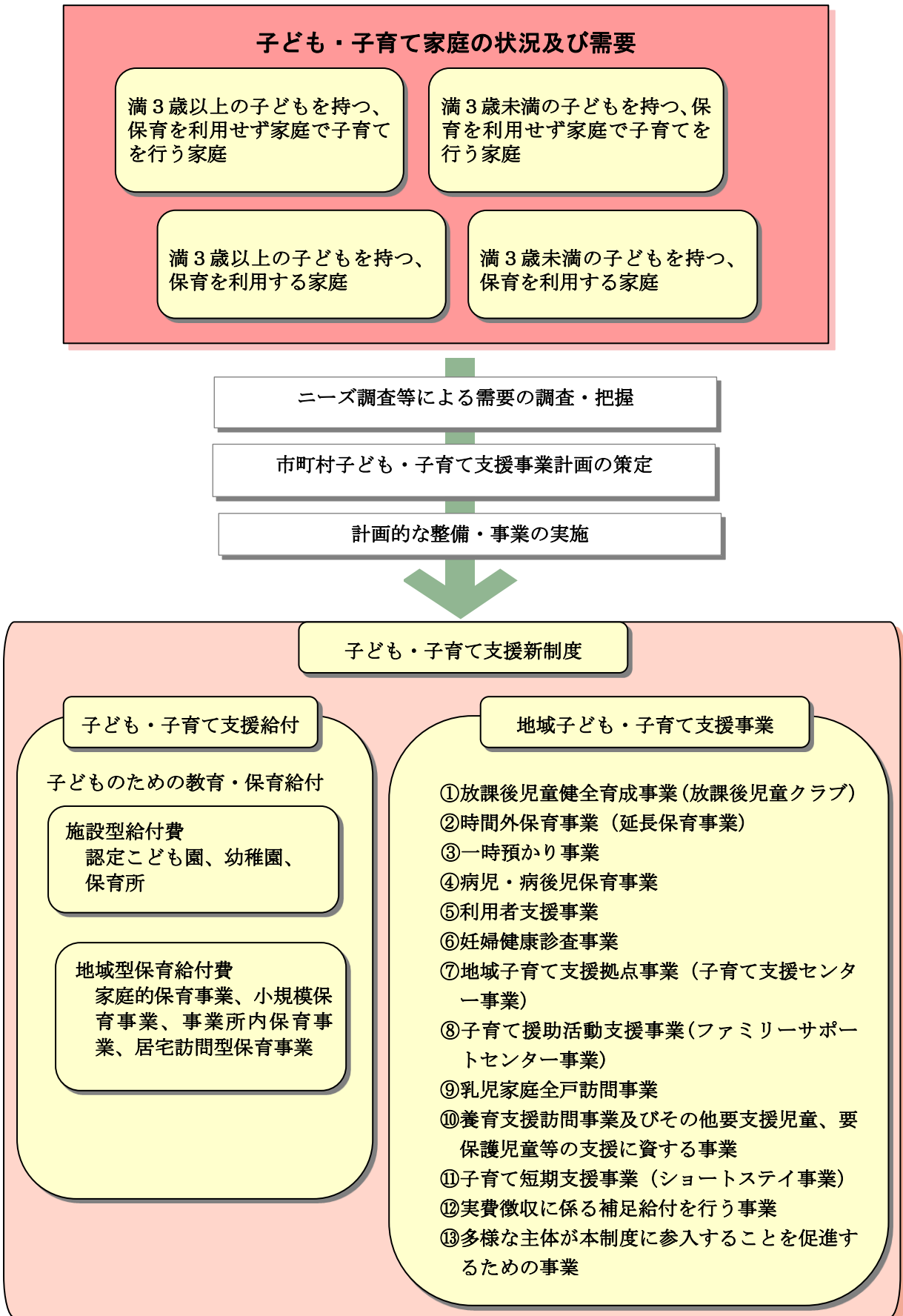
この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村事業計画」という。）を定めるものとしています。

これらを踏まえて、本市においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、2015年（平成27年）度、第1期の明石市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

また、国においては2017年（平成29年）6月に2020年（令和2年）度末までに全国の待機児童を解消するための「子育て安心プラン」を発表し、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」の「人づくり革命」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消などが掲げられ、2019年（令和元年）10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。さらに、2018年（平成30年）9月にはすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図るための「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破するための整備が進められています。

以上のような状況の中、2019年（令和元年）度に、第1期計画が期間満了となることから、本市の子ども・子育てを取り巻く現状や保護者に対するアンケート調査の結果を踏まえて、第2期明石市子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

【子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援の提供イメージ】



2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、同法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえて策定するものです。

(2) 計画の対象

本計画では、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭、子育てにかかわる個人や団体を対象とします。また、子ども・子育て支援法が定める就学前教育・保育事業と地域における子ども・子育て支援事業を対象とします。

(3) 関連計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの総合計画である明石市第5次長期総合計画及び今後策定を予定している（仮称）あかしSDGs推進計画（第6次長期総合計画）を上位計画として、新あかし健康プラン21、明石市障害者計画、あかし男女共同参画プラン、あかし教育プランなどの諸計画との整合を図りながら、本市の子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

3 計画期間

計画期間は、2020年（令和2年）度から2024年（令和6年）度までの5年間とします。また、計画内容と実態に隔たりが生じた場合は、計画の中間年において見直しを行うものとします。



4 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

第2期計画の策定にあたって、第1期計画と同様、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、2019年（平成31年）1月に、0歳から5歳の就学前児童の保護者3,080人、小学1年生から4年生の保護者等3,162人を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。詳細はP11～P33参照）を実施しました。

(2) 「明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」での意見聴取

子ども・子育て支援に関する学識経験者、子ども・子育て支援事業を実施する関係団体の従事者等で構成する明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、本計画の内容について意見聴取を行い、策定を進めました。

(3) パブリックコメントの実施

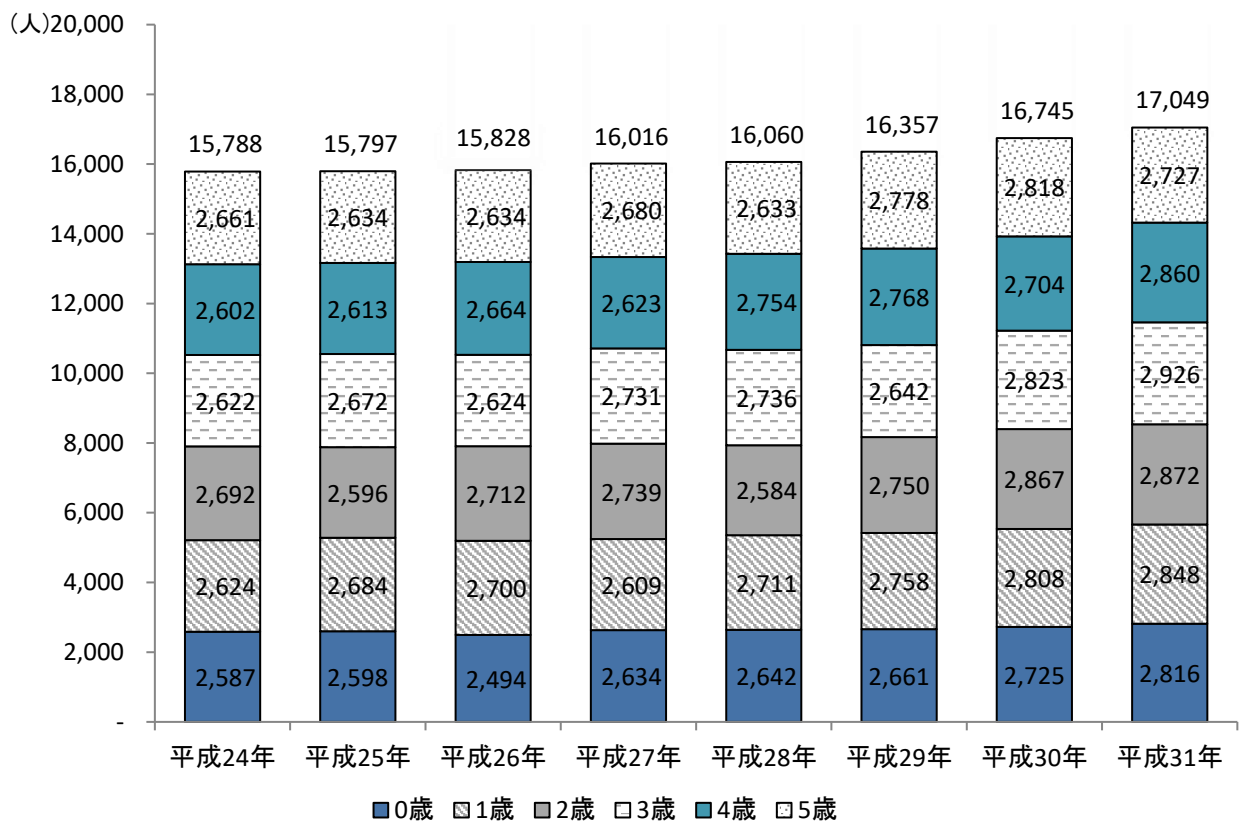
2020年（令和2年）1月に、本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 明石市の子どもをめぐる状況

(1) 子どもの人口の推移

本市の0歳から5歳の人口は全体として増加し続けており、2019年（平成31年）では、2012年（平成24年）からの7年間で約1,200人増加しています。

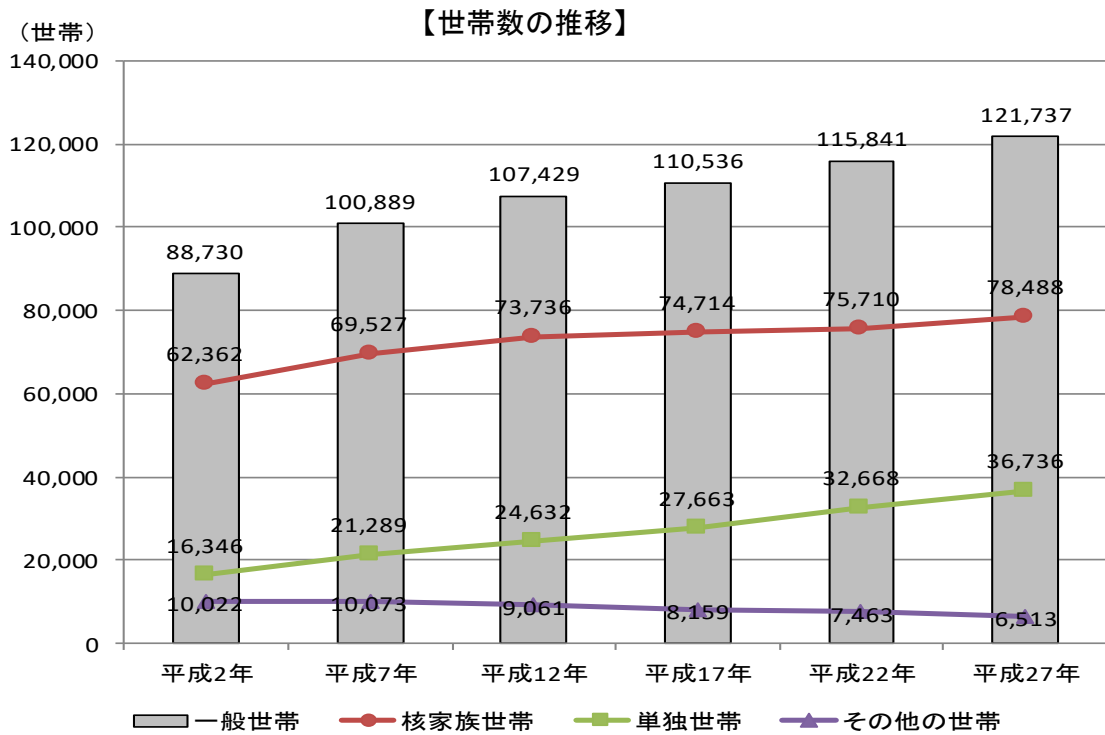


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

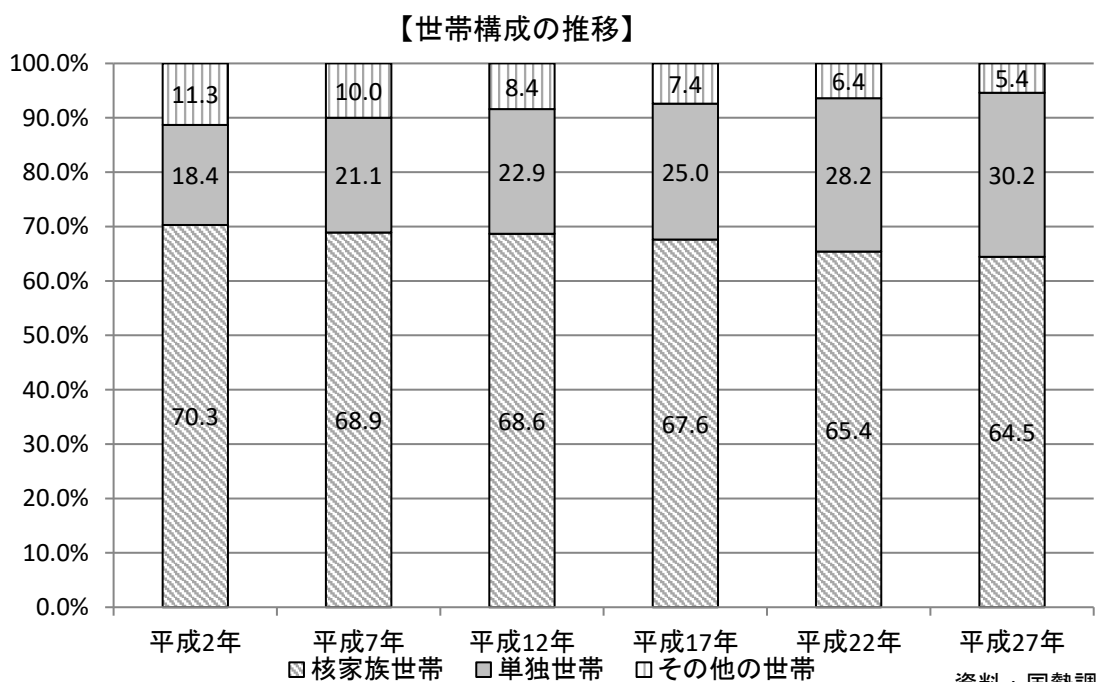
(2) 世帯構成の状況

本市の世帯数は増加傾向にあり、2015年（平成27年）で121,737世帯となっています。一般世帯※1における世帯数の推移は、核家族世帯※2及び単独世帯※3が増加傾向にある一方で、祖父母・両親・子どもで構成される3世代世帯を含むその他世帯が減少傾向にあります。

なお、世帯構成では、核家族世帯の占める割合が最も高く、2015年（平成27年）で64.5%となっています。



資料：国勢調査

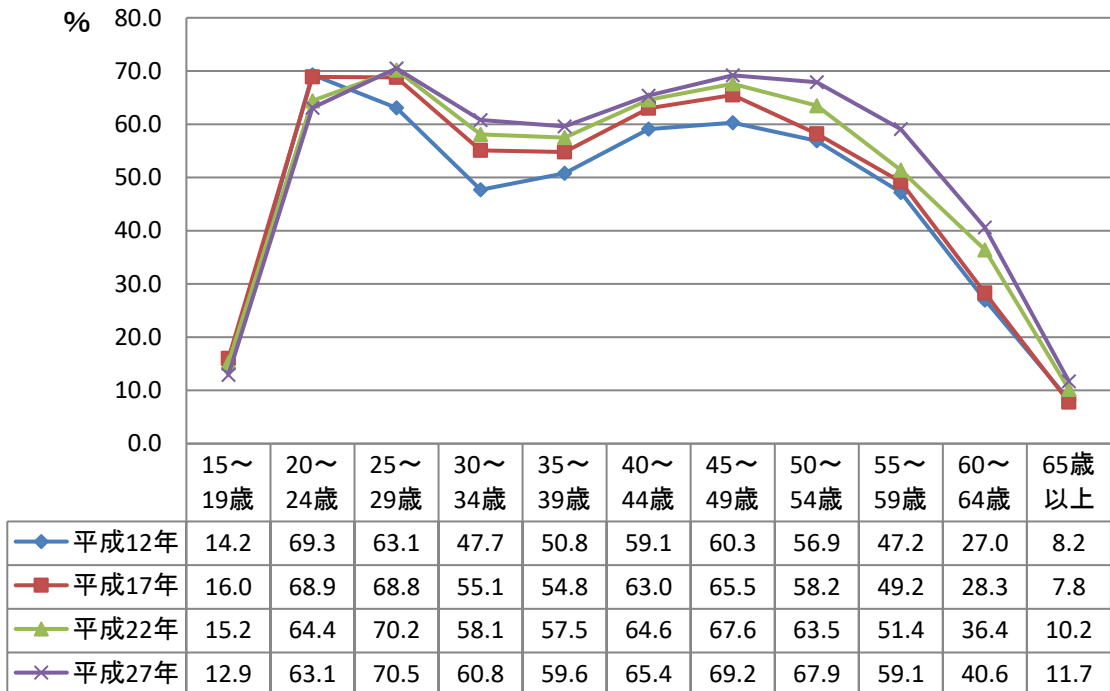


資料：国勢調査

(3) 女性の労働状況

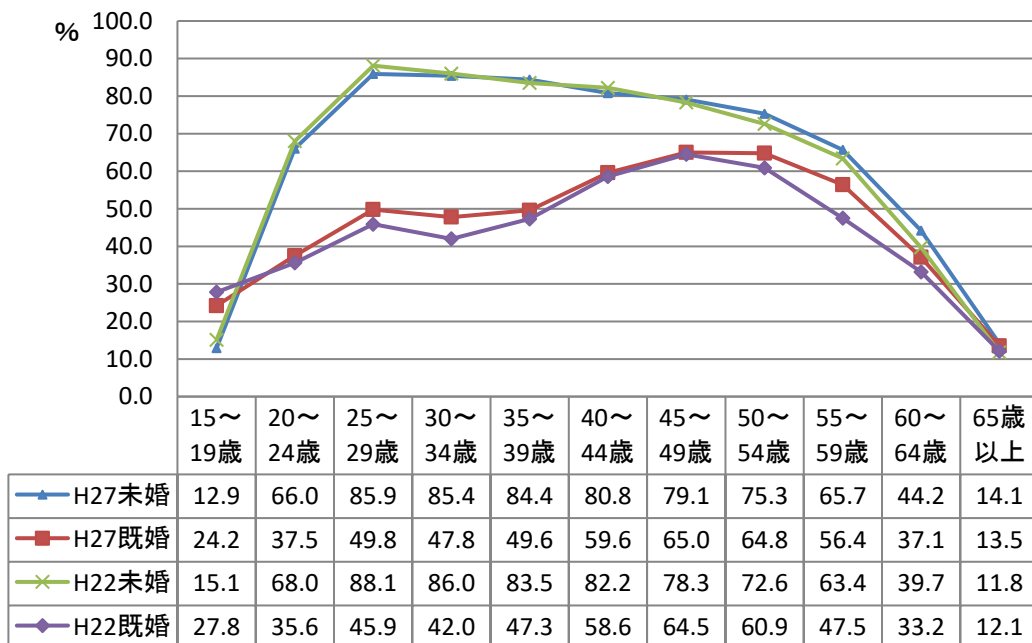
女性の年齢別労働力率※4は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。調査実施毎に、25歳以上の労働力率が全体的に上昇傾向にあり、とりわけ30～44歳の上昇が顕著で、下段のグラフでは既婚女性にも同様の傾向が見られます。

【女性の年齢別労働力率】



資料：国勢調査

【女性の未婚・既婚別労働力率（平成22・27年）】

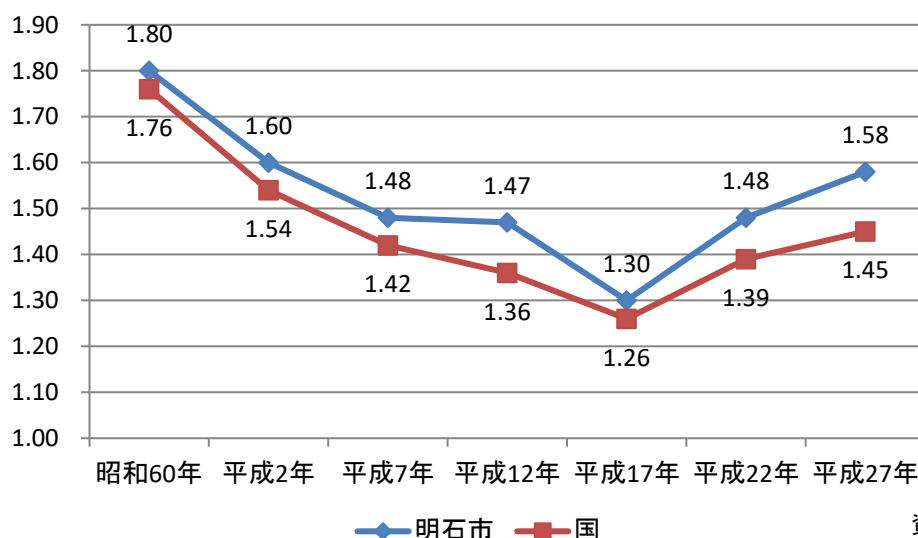


資料：国勢調査

(4) 合計特殊出生率の推移

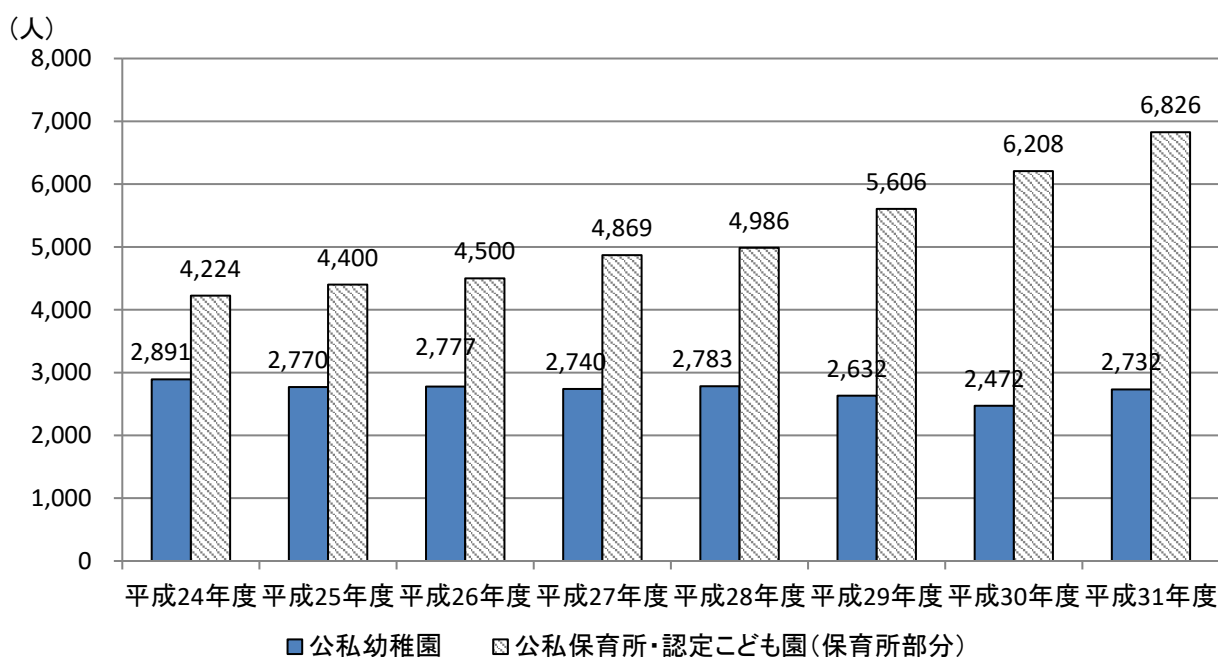
合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられ、数値が2.08を下回ると人口が減少に転じるといわれています。

本市の合計特殊出生率は、国を上回って推移するとともに、2005年（平成17年）を底に上昇に転じた後は、国を上回る上昇率で上昇しています。



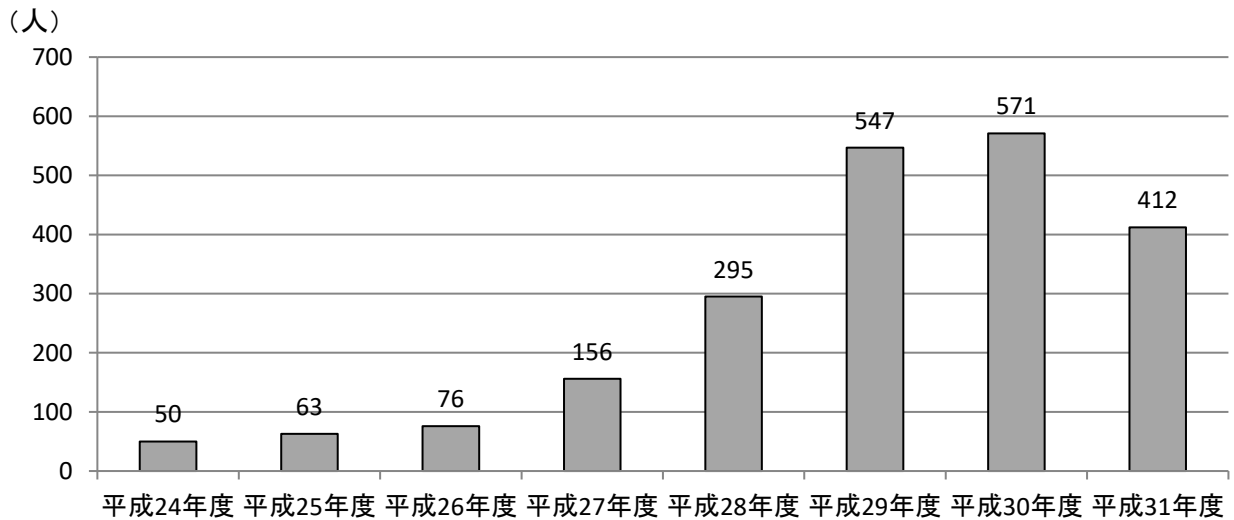
(5) 就学前児童の幼稚園、保育所・認定こども園入所状況

就学前児童の幼稚園、保育所・認定こども園（以下、保育所等という。）の入所者数は、幼稚園は微減傾向にありましたが、3歳児保育の拡大により、2019年（平成31年）度は増加に転じています。保育所等は、一貫して増加を続けており、2012年（平成24年）度から約2,600人増加しています。



(6) 保育所等待機児童の推移

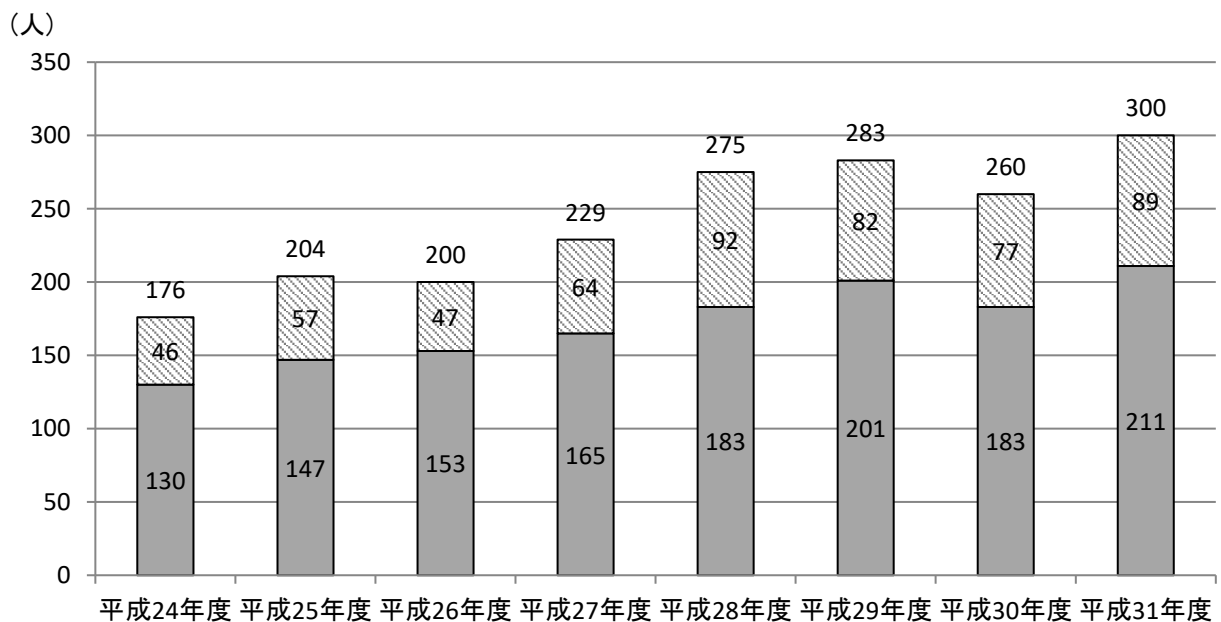
本市の保育所等待機児童数は、2018年（平成30年）度までは毎年増加していましたが、2019年（平成31年）度は減少し、412人となっています。



資料：待機児童緊急対策室（各年4月1日現在）

(7) 特別な支援が必要な子どもの推移（公立）

本市の特別な支援が必要な子どもの人数は、幼稚園、保育所とも増加傾向にあります。

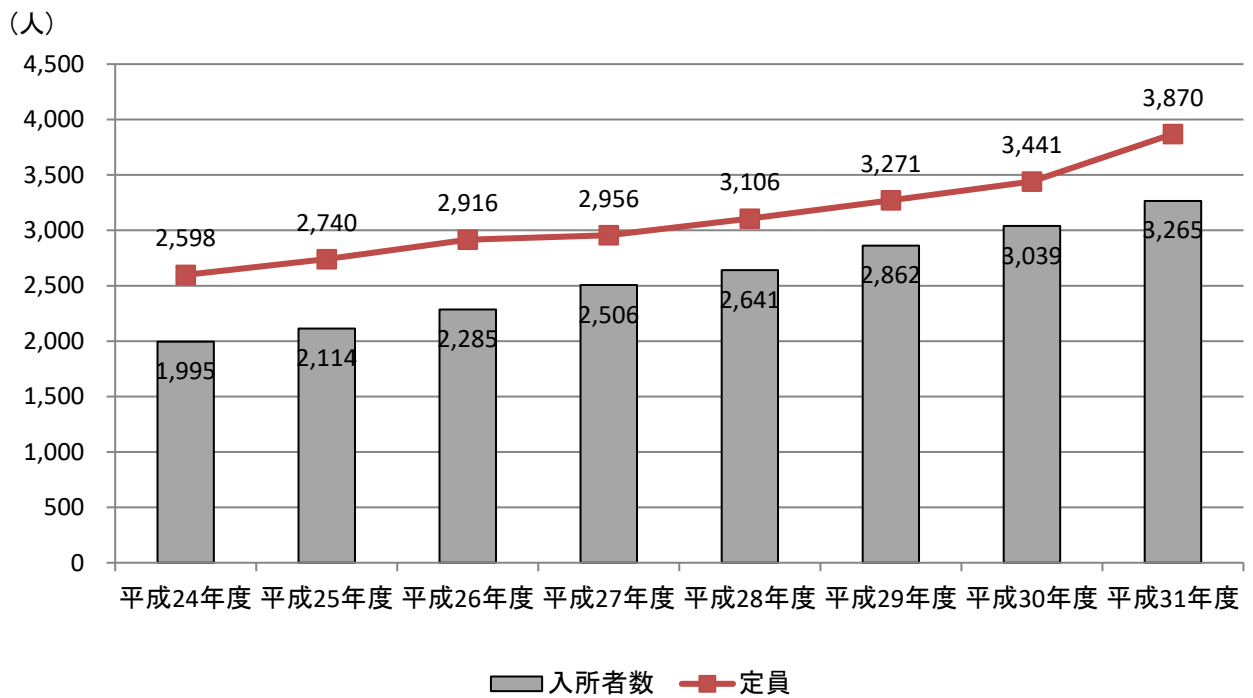


■公立幼稚園 □公立保育所等

資料：こども育成室（各年4月1日現在）

(8) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの入所者数は年々増加しており、2019年（平成31年）度には、3,265人となっています。



資料：こども育成室（各年4月1日現在）

2 第2期明石市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査結果及び分析

(1) 調査の目的

市内に在住する就学前児童及び小学1年生から4年生の保護者に対してアンケートを行うことにより、保育・教育のサービス内容や量、子ども・子育てに対する現状や今後の意向等を把握し、「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定するうえでの基礎資料とします。

(2) 調査対象

- ① 就学前児童の保護者
- ② 小学1年生から4年生（明石養護学校を含む）、特別支援学級の各1クラスの保護者

(3) 調査期間

- ① 就学前児童調査 : 2019年（平成31年）1月30日～2月15日
- ② 小学1年生から4年生調査 : 2019年（平成31年）2月1日～2月14日

(4) 調査方法

- ① 就学前児童調査 : 郵送による配付及び回収
- ② 小学1年生から4年生等調査 : 学校を通じて配付及び回収

(5) 回収結果

	配付数	有効回答数	有効回答率
就学前児童	3,080人	1,622人	52.7%
小学1年生から4年生	3,162人	2,768人	87.5%

(6) 調査結果の表示方法

- ・グラフに表示されているN値は有効回答数です。
- ・回答は各質問のN値を基数とした百分率（%）で表示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(7) その他

各項目の文中に記載の「〇.〇%増」、「〇.〇%減」は、5年前に実施した第1期明石市子ども・子育て支援事業計画策定時におけるニーズ調査結果との比較です。

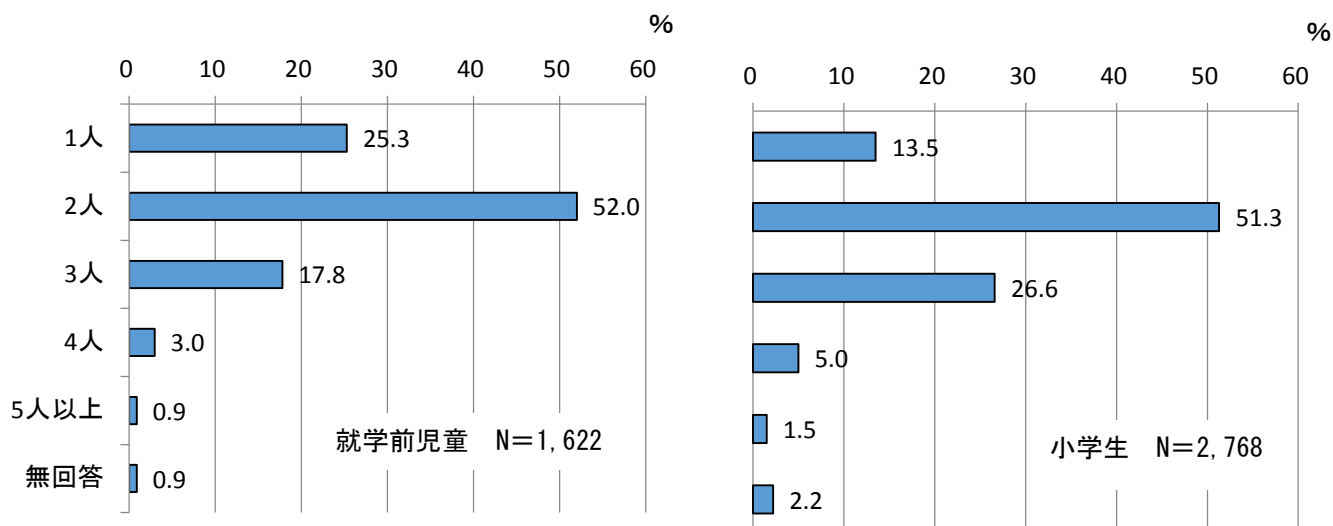
(8) 調査結果

① 回答世帯における子どもの人数（単数回答）

就学前児童では「2人」が52.0%と最も高く、次いで「1人」が25.3%、「3人」が17.8%となっています。一方、小学生では「2人」が51.3%と最も高く、次いで「3人」が26.6%、「1人」が13.5%となっています。

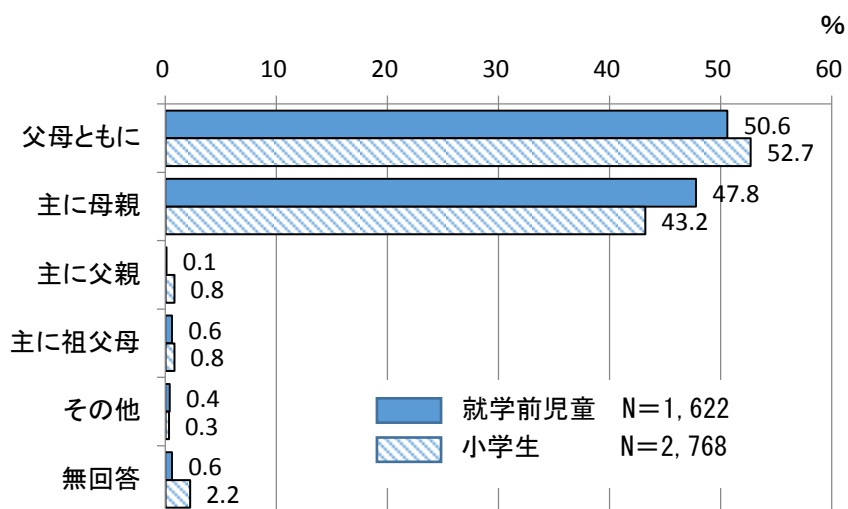
【就学前児童】

【小学生】



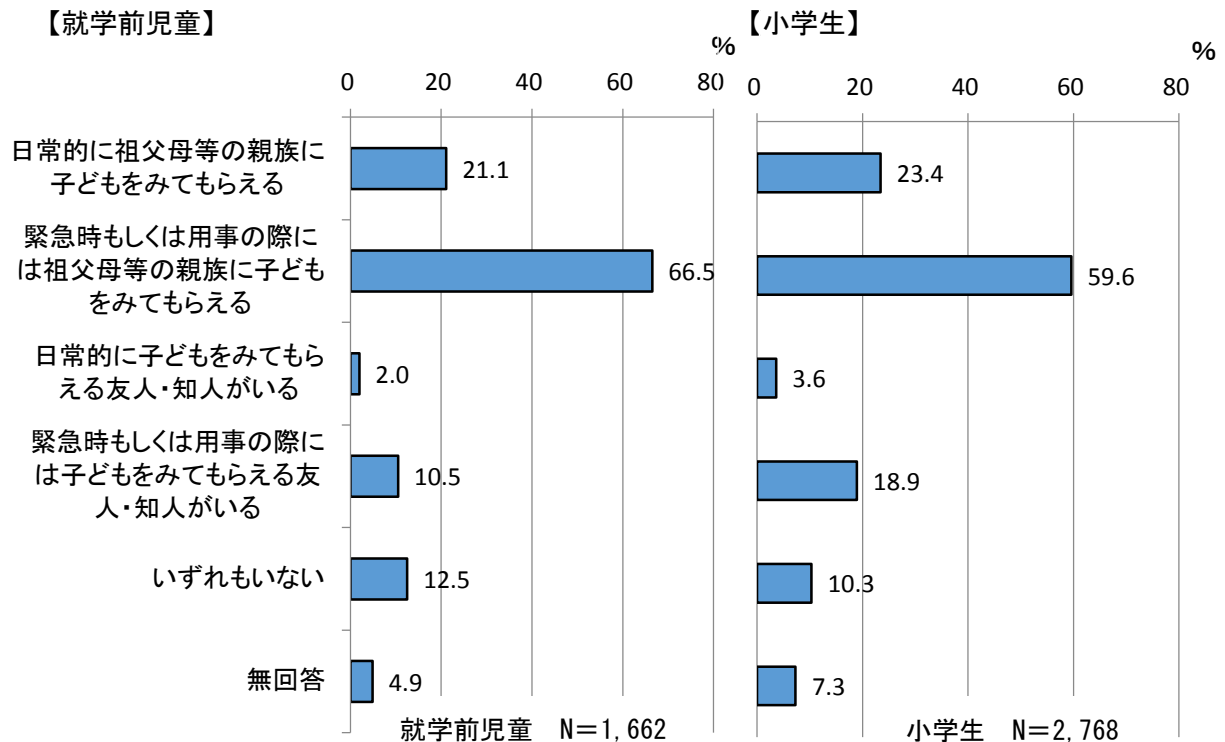
② 子育てを主に行っている方（単数回答）

「父母ともに」が就学前児童で50.6%、小学生で52.7%と最も高く、次いで「主に母親」が就学前児童で47.8%、小学生で43.2%となっています。



③ 日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

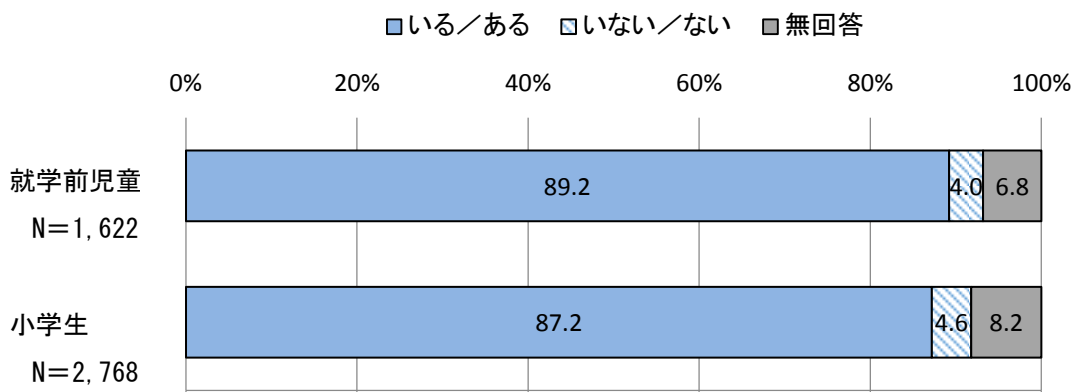
「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に子どもをみてもらえる」が就学前児童で66.5%、小学生では59.6%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる」が就学前児童で21.1%、小学生で23.4%となっています。



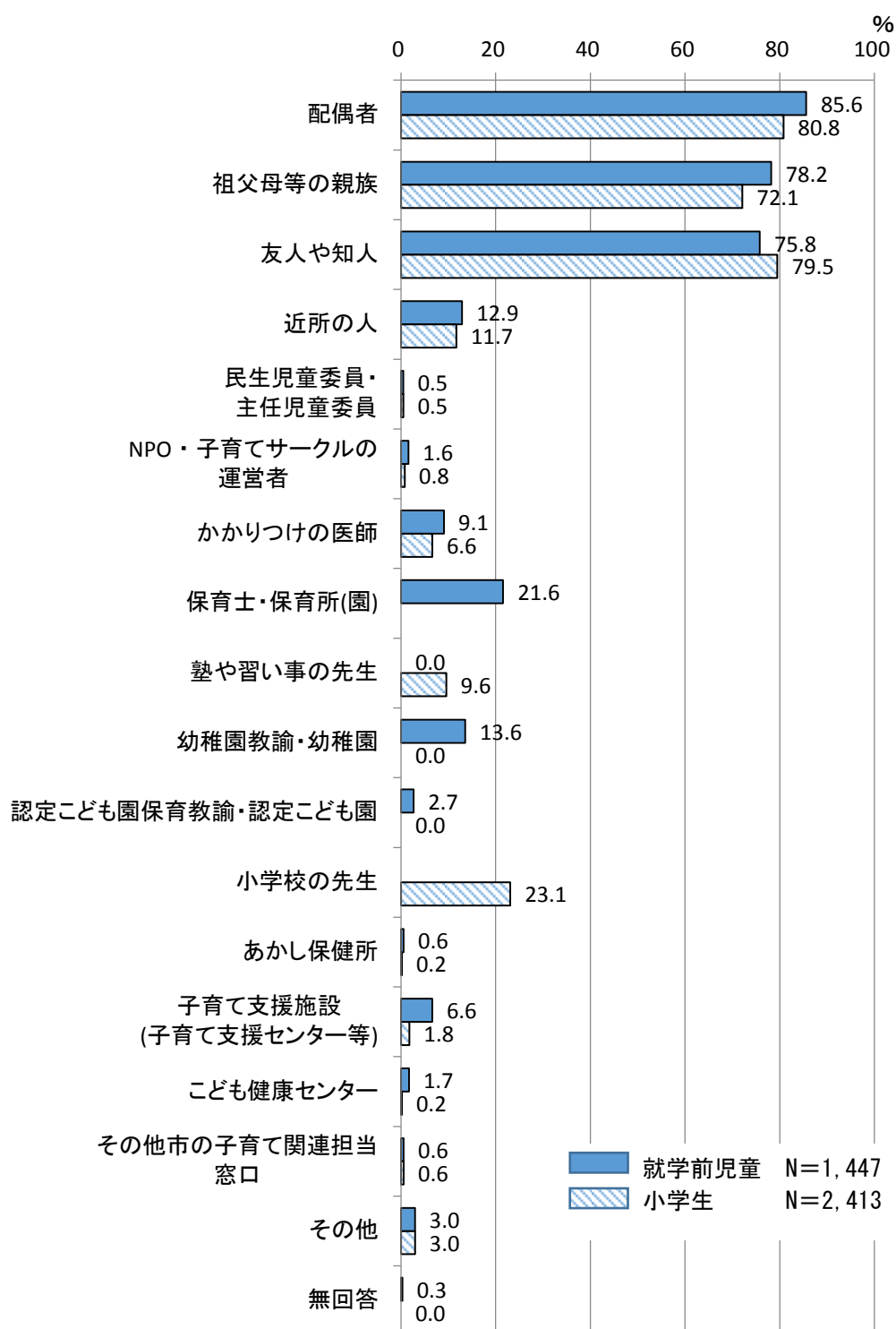
④ 子育てをするうえでの相談相手や相談できる場所の有無（単数回答）

「いる/ある」が、就学前児童で89.2%、小学生では87.2%となっています。

相談相手（場所）をみると、就学前児童は「配偶者」が85.6%、小学生は「配偶者」が80.8%と最も高くなっています。



【子育てをするうえでの相談相手】〈複数回答〉

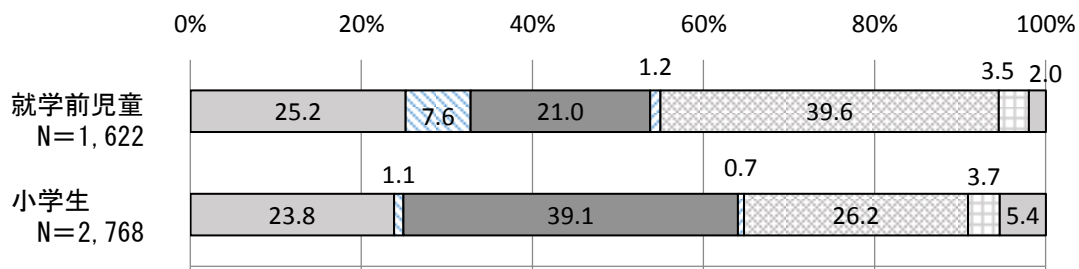


⑤ 母親の就労状況（単数回答）

就学前児童の母親では、フルタイム、パート、休業中を問わず「就労している」割合は、55.0%で、未就労の割合は 43.1%となっています。5 年前の調査で「就労」対「未就労」は 40.7%対 56.3%であったことから、5 年間で割合が逆転しています。また、フルタイムで就労中の方の割合がもっとも増加（7.1%増）しています。

小学生の母親も、「就労している」割合が 64.7%で、5 年前より 8.2%増加しています。

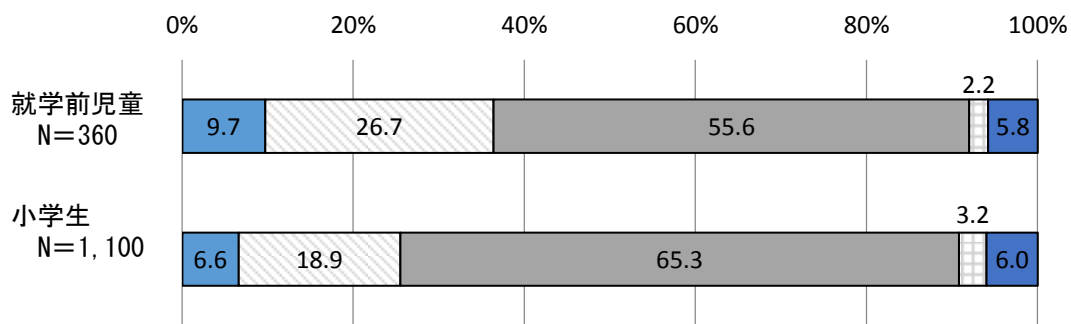
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



⑥ パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望（単数回答）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が就学前児童の母親で 55.6%、小学生の母親で 65.3%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が就学前児童の母親で 26.7%、小学生の母親で 18.9%となっています。就学前児童の母親で「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」は 9.7%で、5 年前より 3.8%増加しました。

- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等の就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
- 無回答



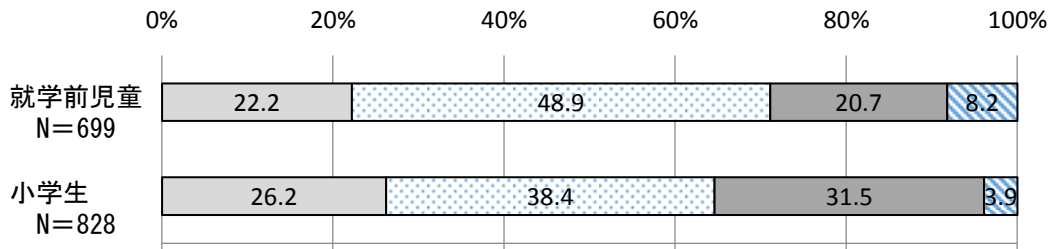
⑦ 現在就労していない母親の就労希望（単数回答）

「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」は、小学生の母親に比べ就学前児童の母親で割合が高く、「すぐにでも、もしくは一年以内に就労したい」では、就学前児童の母親に比べ小学生の母親で割合が高くなっています。

また、これらの希望のある方は、就労に対する潜在的なニーズがある保護者であることがうかがえます。

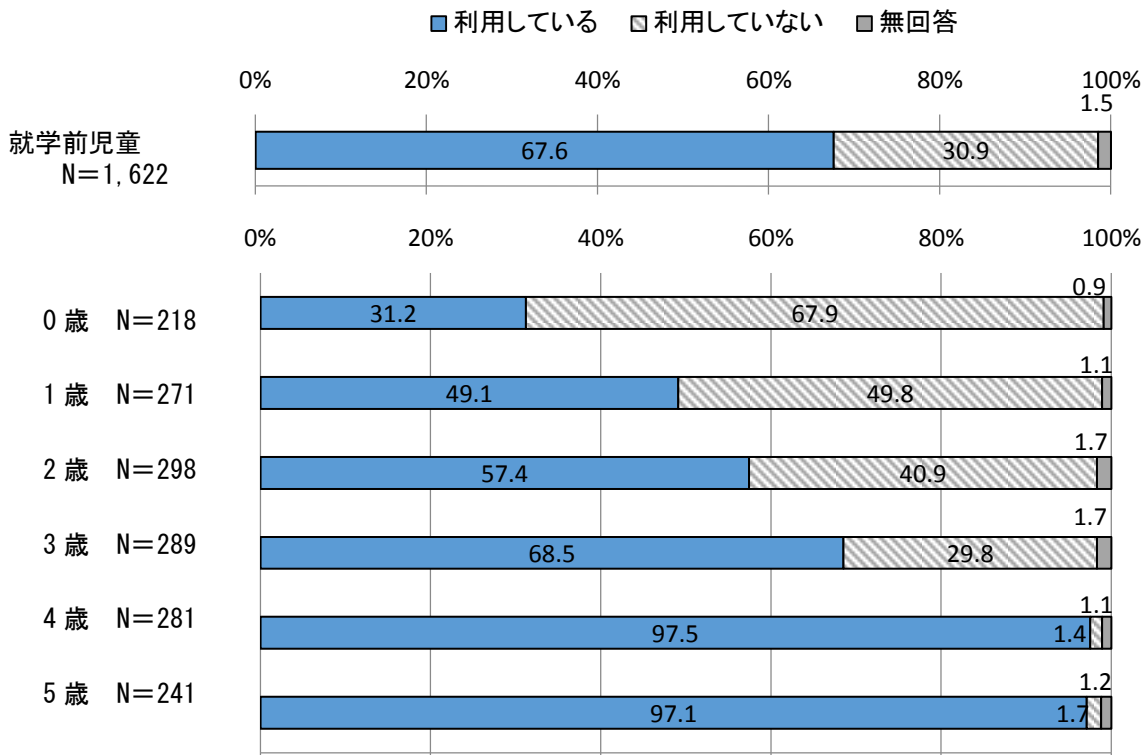
なお、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合は5年前と比べ、ほぼ変動していません。

- 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- 1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい
- すぐにでも、もしくは一年以内に就労したい
- ▨ 無回答



⑧ 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無（単数回答）

就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用は全体では67.6%で、5年前より6.9%増加しています。年齢別では0歳で5.2%増、1歳で15.6%増、2歳で16.7%増、3歳で8.1%増となっています。



「利用している」と答えた母親を就労状況別でみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」で70%以上の方が認可保育所（園）を利用し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」で60%以上の方が幼稚園を利用しています。

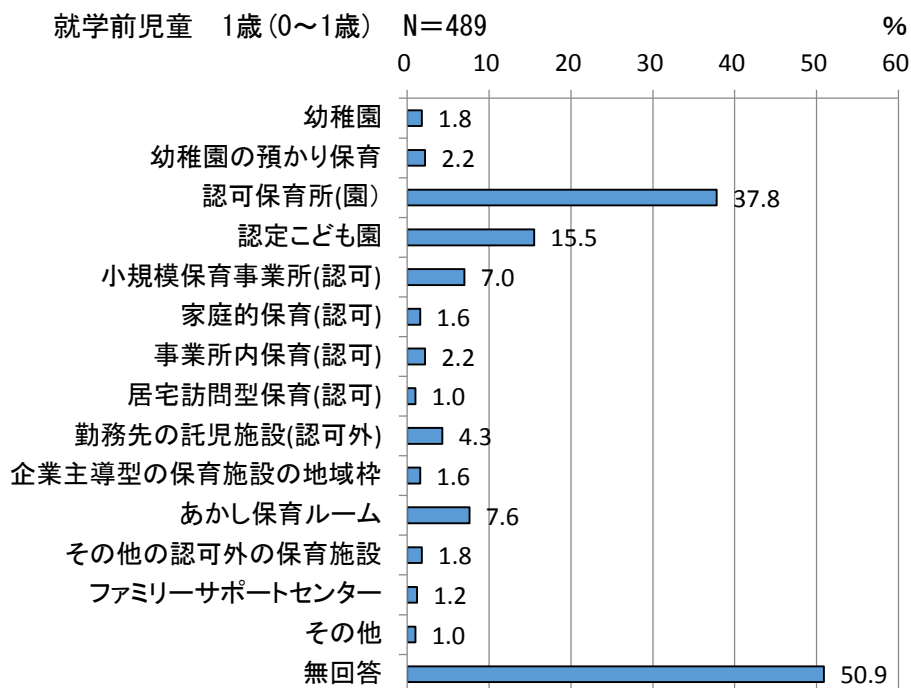
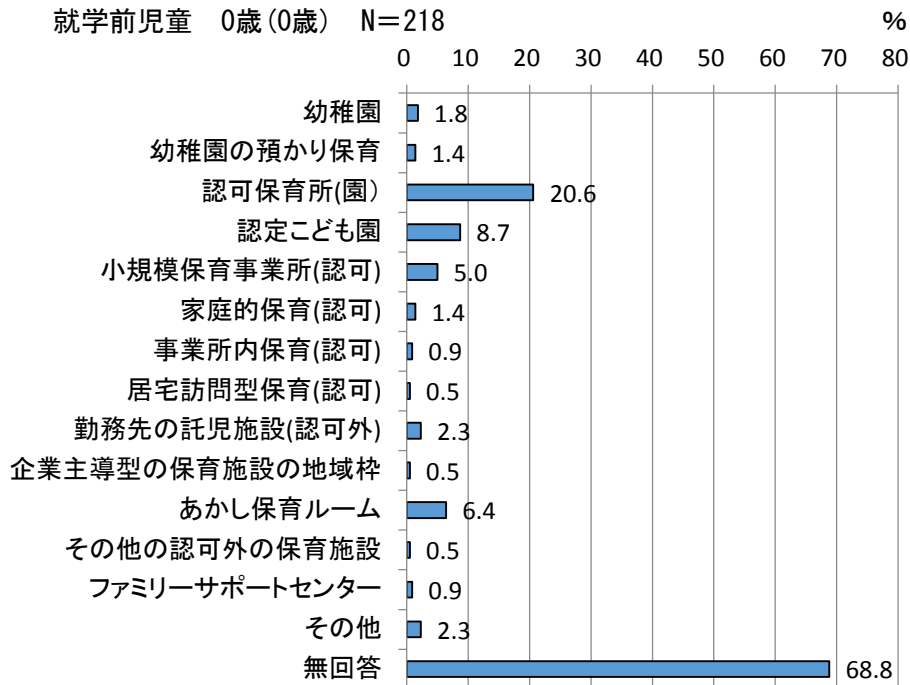
利用施設は5年前と比べ、認定こども園や小規模保育事業所※5、企業主導型保育施設※6等様々な事業が利用されています。

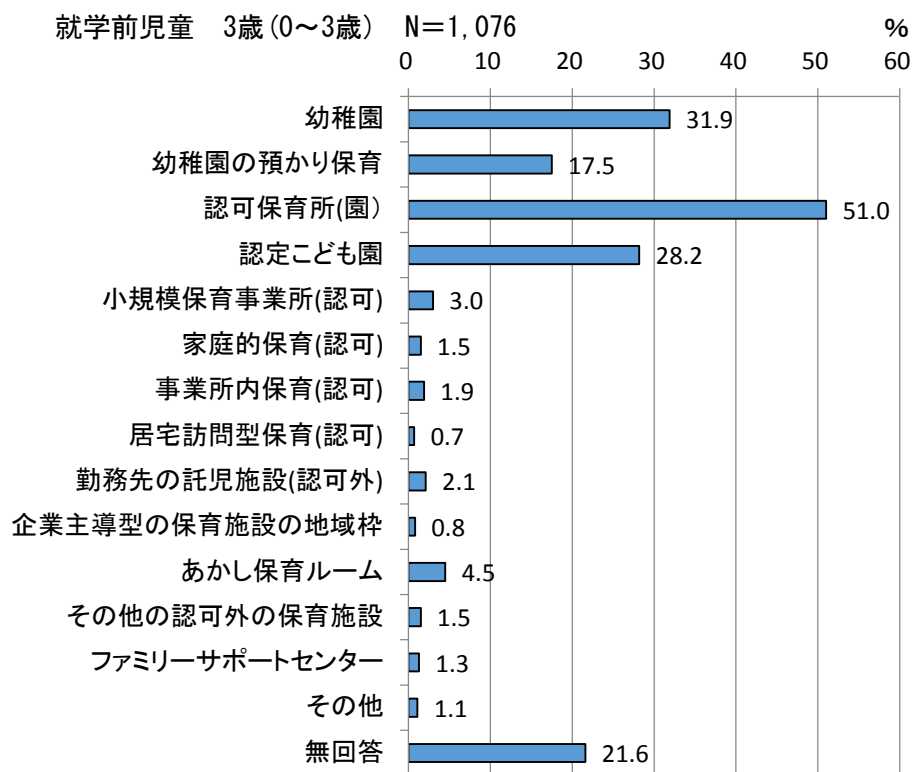
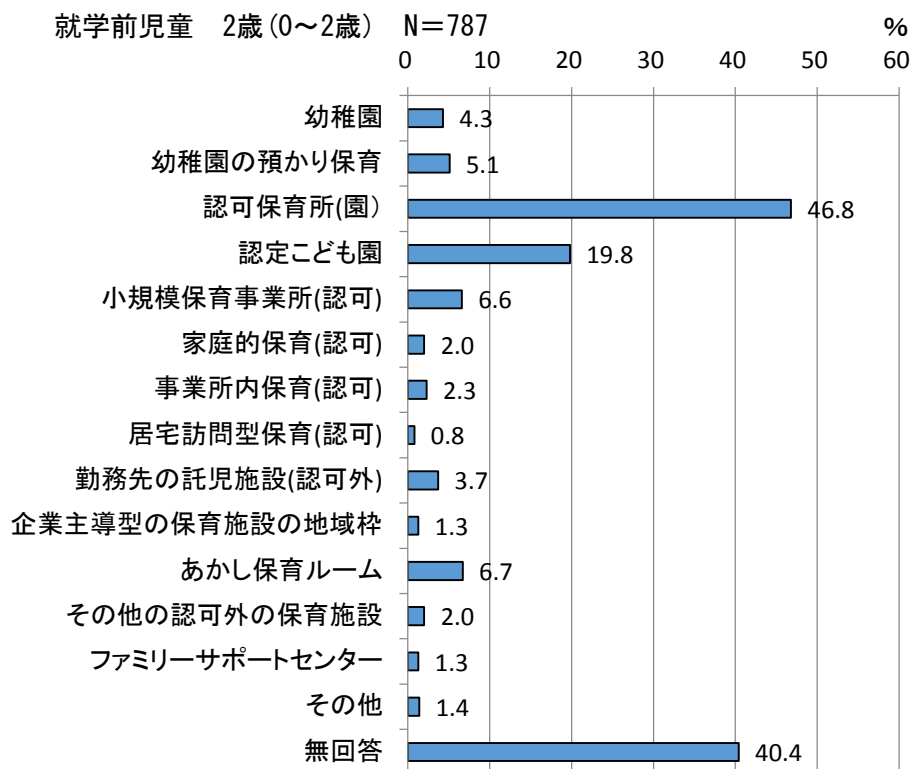
(単位：%)

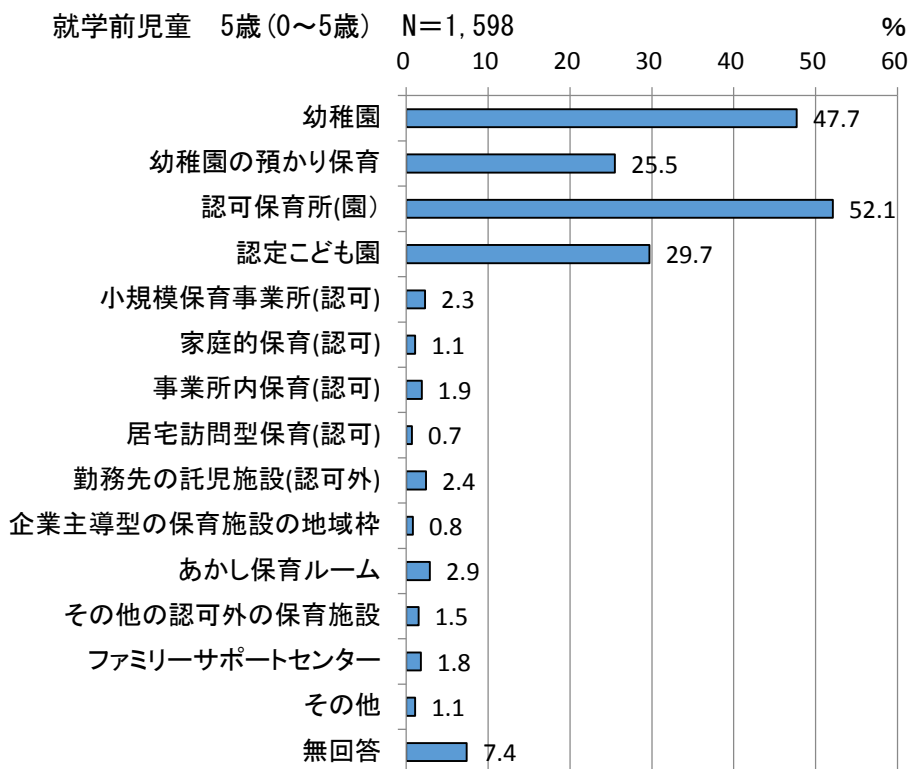
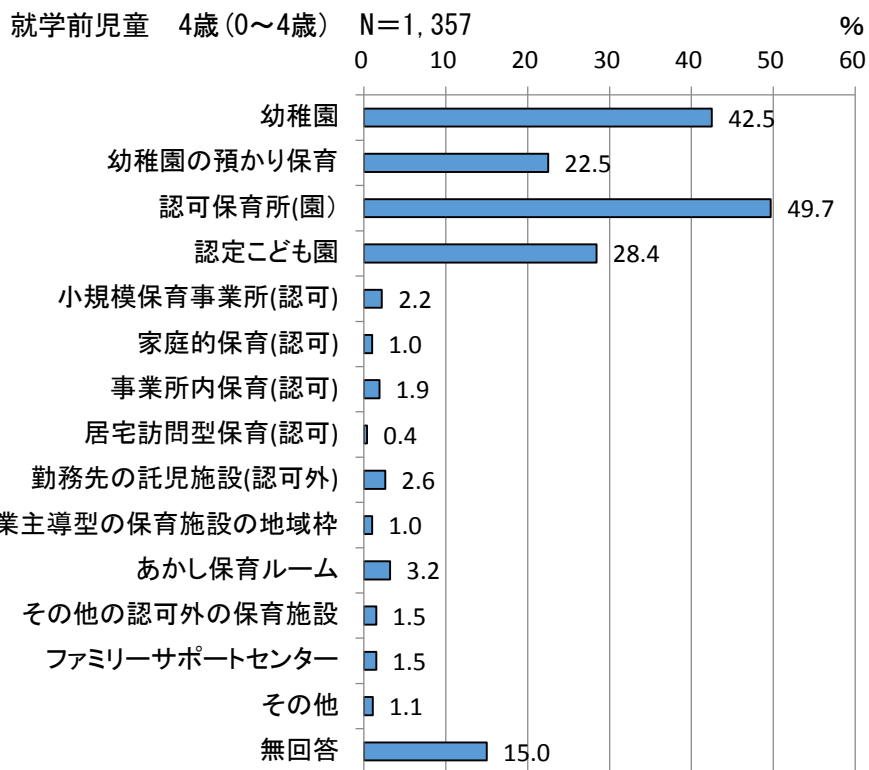
	有効回答数(件)	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所(園)	認定こども園	小規模保育事業所(認可)	家庭的保育(認可)	事業所内保育(認可)	居宅訪問型保育(認可)	勤務先の託児施設(認可外)	企業主導型保育施設の 地域枠	あかし保育ルーム	その他の認可外の保育施設	ファミリーサポートセンター	その他	無回答
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	396	2.8	0.8	74.5	9.8	3.0	—	0.3	—	4.8	0.5	0.8	4.3	0.3	1.0	—
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	68	4.4	1.5	72.1	11.8	—	—	—	—	2.9	1.5	1.5	7.4	—	1.5	—
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	285	17.9	7.4	58.6	9.5	1.4	—	0.4	—	3.2	1.4	0.7	7.0	0.4	2.1	0.4
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	13	7.7	—	76.9	—	—	—	7.7	—	—	—	—	—	—	7.7	—
以前は就労していたが、現在は就労していない	282	68.8	5.0	5.0	7.1	1.4	0.4	0.4	—	—	0.4	0.4	6.4	—	10.6	1.1
これまで就労したことがない	30	63.3	—	3.3	16.7	—	—	—	—	—	—	3.3	3.3	—	10.0	—

⑨ 今後、平日の教育・保育事業として定期的にご利用したいと考える事業（複数回答）

年齢が上がるにつれて、「幼稚園」と「幼稚園の預かり保育」の利用希望が増加しますが、どの年齢においても、認可保育所（園）の利用希望が最も多くなっています。







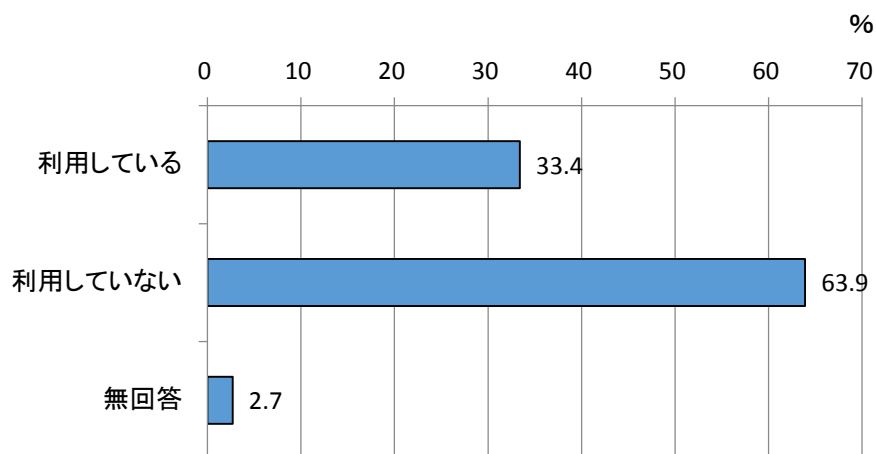
⑩ 子育て支援センターの利用状況（複数回答）

市内6か所にある、子育て支援センターについては、「利用している」が33.4%となっています。

※ 子育て支援センターは、おおくぼとおおくぼ北を統合したことから、2019年（平成31年）度から5か所となっている。

【就学前児童】

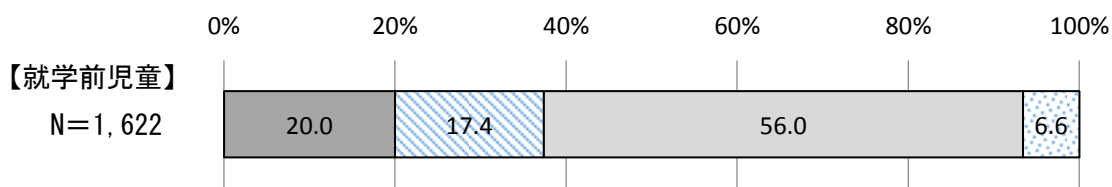
N=1,622



⑪ 子育て支援センターやこども夢文庫などの今後の利用意向（単数回答）

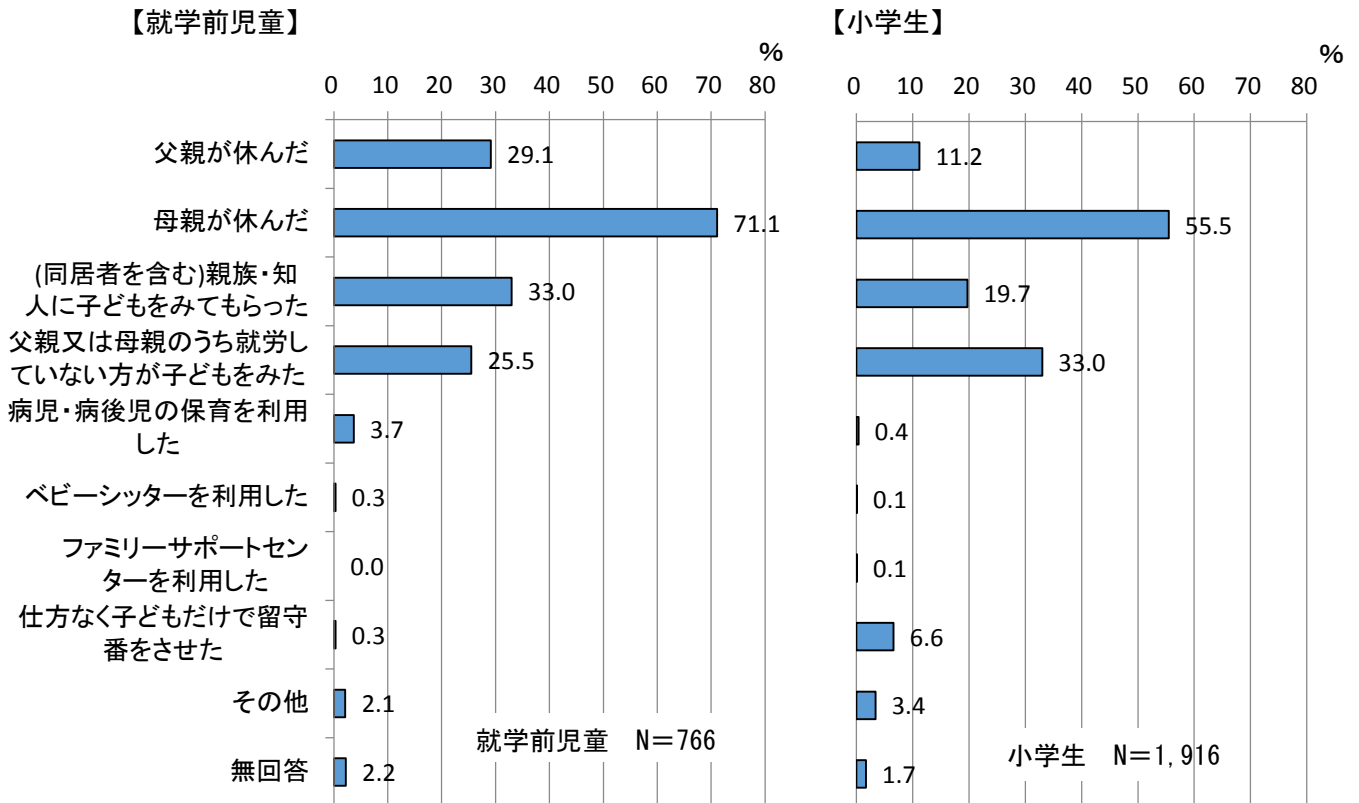
子育て支援センターやこども夢文庫などの子育て支援メニューについて、「利用していないが、今後利用したい」が20.0%（7.7%減）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が17.4%（5.5%増）となっており、それらを合計すると、利用したい人は全体の37.4%（2.2%減）となっています。

- 利用していないが、今後利用したい
- ▨ すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
- 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない
- 無回答



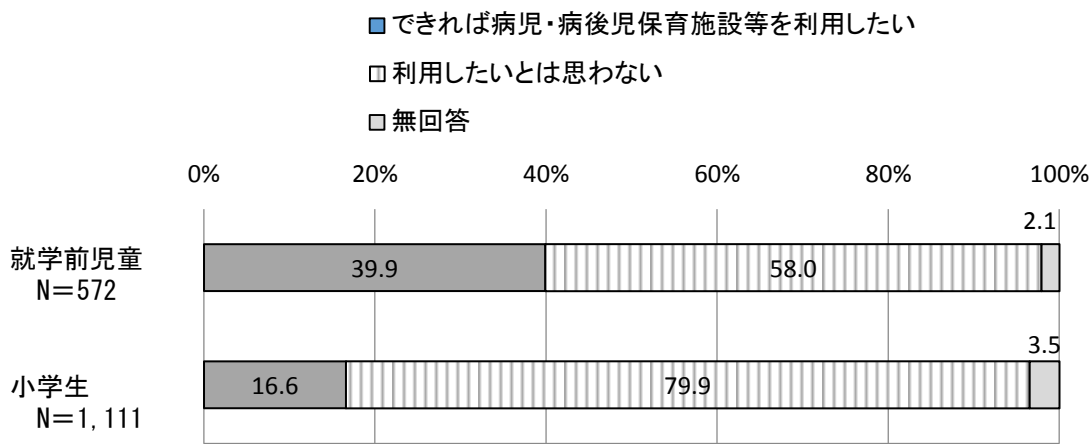
⑫ 病気等で教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかった場合の対処方法（複数回答）

子どもの病気の際の対処方法については、就学前児童で「母親が休んだ」が71.1%、小学生で55.5%と最も高くなっています。就学前児童で「病児・病後児の保育を利用」は3.7%で5年前と比べ1.7%増加しています。



⑬ 病児等でも利用できる保育施設等の利用希望（単数回答）

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前児童で39.9%（8.6%減）、小学生で16.6%（2.8%減）となっています。特に小学生では「利用したいとは思わない」が79.9%と「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」を大きく上回っています。

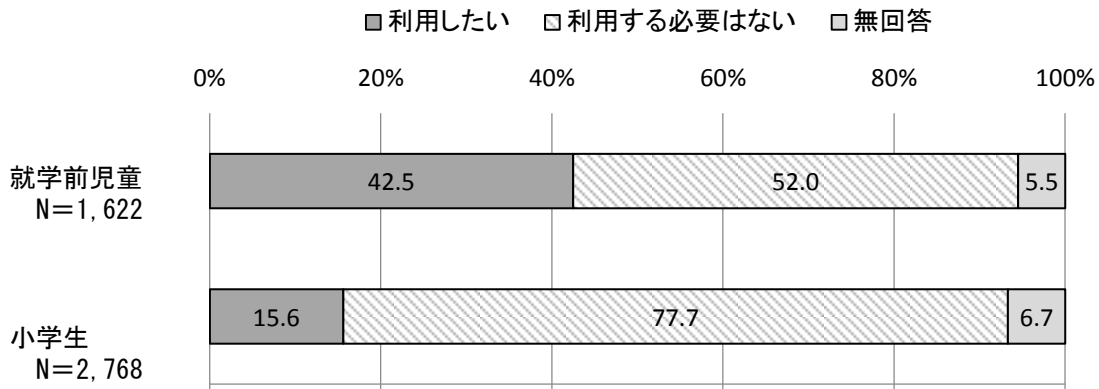


⑭ 私用、学校行事等による一時預かり事業等の利用希望の有無（単数回答）

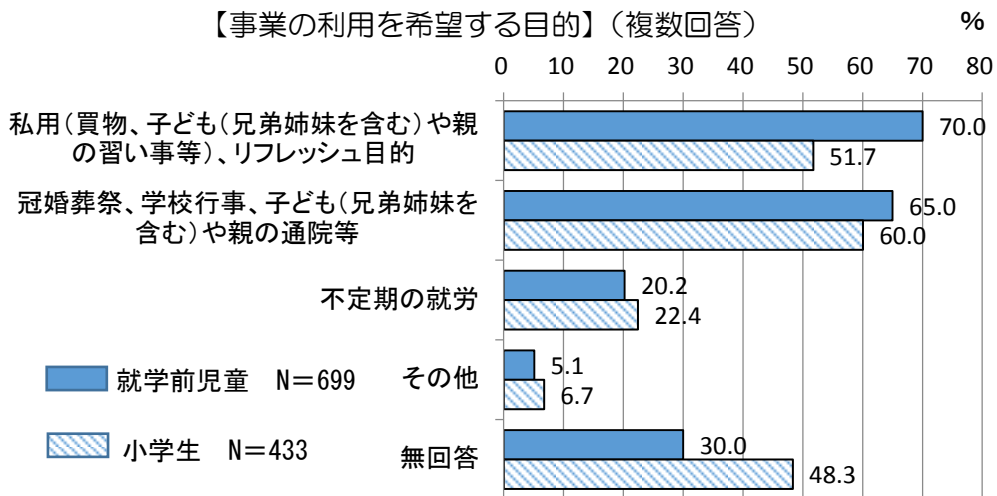
「利用したい」で就学前児童が42.5%、小学生が15.6%となっています。

特に小学生では「利用する必要はない」が77.7%と「利用したい」を大きく上回っています。

事業の利用を希望する目的については、就学前児童で「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が70.0%、小学生で「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が60.0%と最も高くなっています。

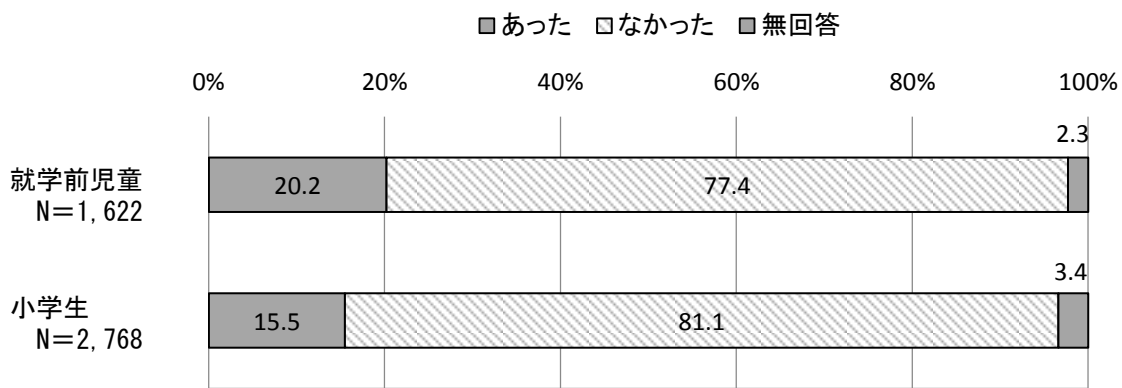


【事業の利用を希望する目的】（複数回答）



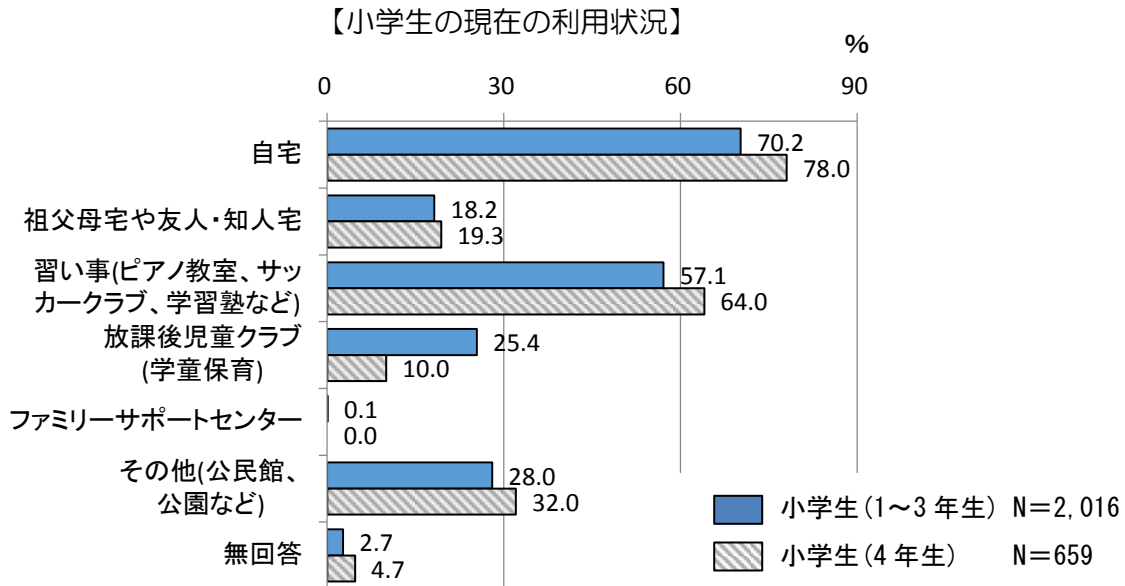
⑮ 泊りがけでみてもらわなければならなかった経験の有無（単数回答）

「あった」が就学前児童で20.2%、小学生で15.5%となっています。

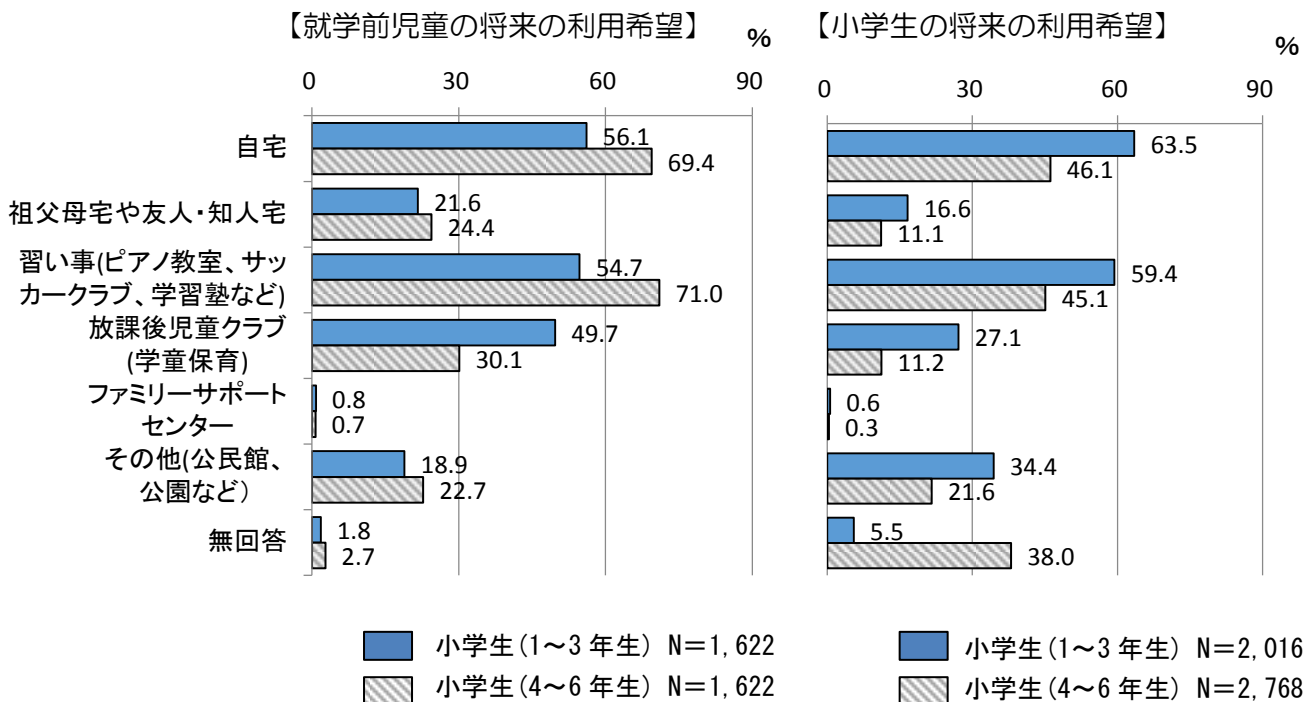


⑯ 放課後の過ごし方（複数回答）

小学生が放課後に過ごしている場所については、小学生（1～3年生）、小学生（4年生）ともに「自宅」が約7割以上と最も高く、「習い事」が約6割と続き、放課後児童クラブは小学1～3年生で約25.4%、4年生で10.0%となっています。



就学前児童が小学校入学後に放課後過ごさせたい場所については、低学年のうちは「自宅」が最も多くなっていますが、高学年になると「習い事」が最も多くなっています。「放課後児童クラブ」の利用希望は、低学年のうちは49.7%、高学年になると30.1%となっています。また、小学生に放課後過ごさせたい場所については、低学年、高学年ともに「自宅」、「習い事」の順になっています。「放課後児童クラブ」の利用希望は低学年で27.1%、高学年で11.2%となっています。



⑰ 放課後児童クラブに対する土曜日、日曜日・祝日、長期休暇の利用希望（単数回答）

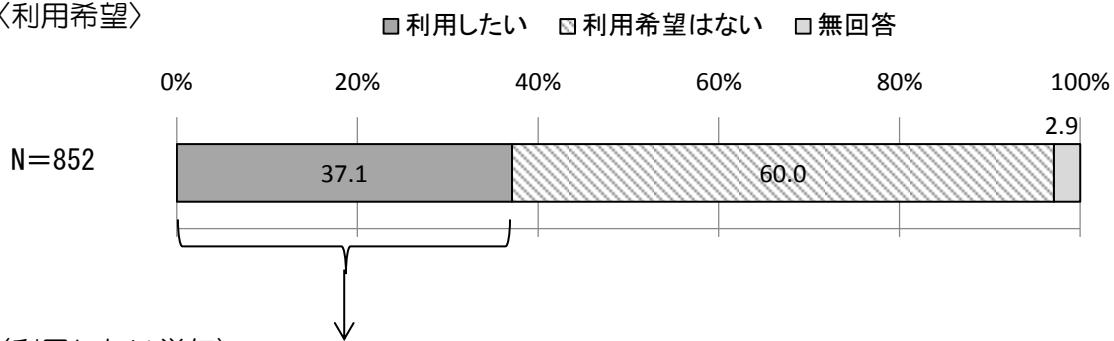
(ア) 土曜日

就学前児童では、小学校就学後に放課後児童クラブを利用したいと答えた人のうち、土曜日も「利用したい」の割合が37.1%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が28.2%となっています。

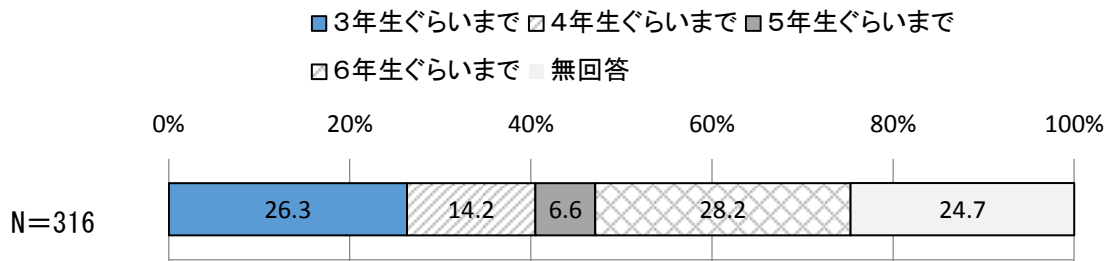
小学生では、現在放課後児童クラブを利用している又は今後利用したいと答えた人のうち、土曜日も「利用したい」の割合が34.1%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が31.3%となっています。

【就学前児童】

〈利用希望〉

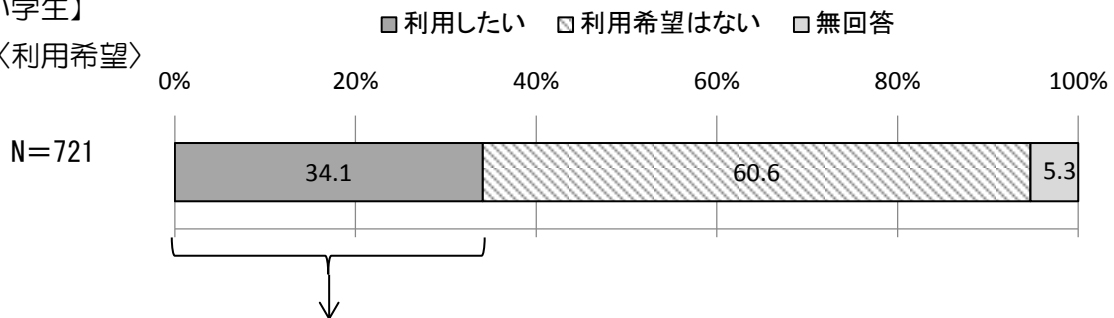


〈利用したい学年〉

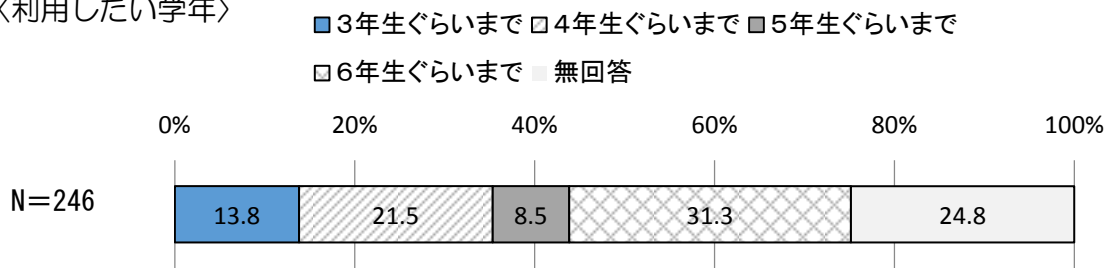


【小学生】

〈利用希望〉



〈利用したい学年〉



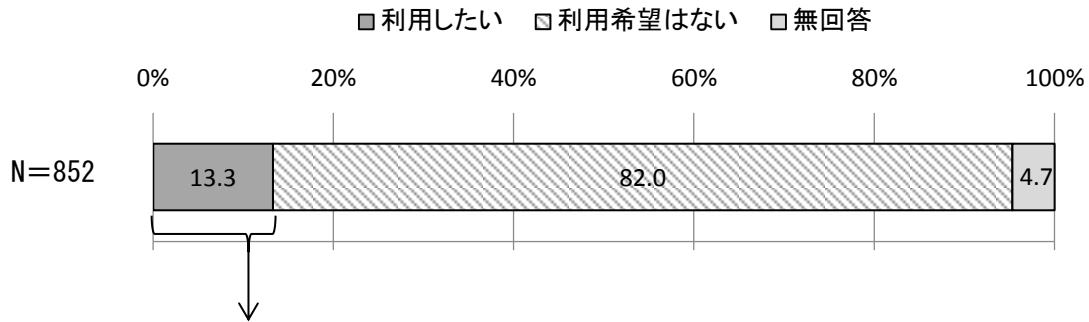
(イ) 日曜日・祝日

就学前児童では、小学校就学後に放課後児童クラブを利用したいと答えた人のうち、日曜日・祝日も「利用したい」の割合が13.3%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が34.5%となっています。

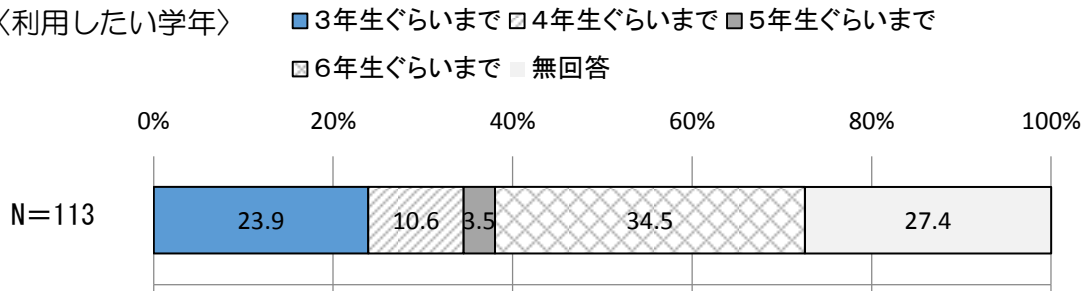
小学生では、現在放課後児童クラブを利用している又は今後利用したいと答えた人のうち、日曜日・祝日も「利用したい」の割合が16.4%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が37.3%となっています。

【就学前児童】

〈利用希望〉

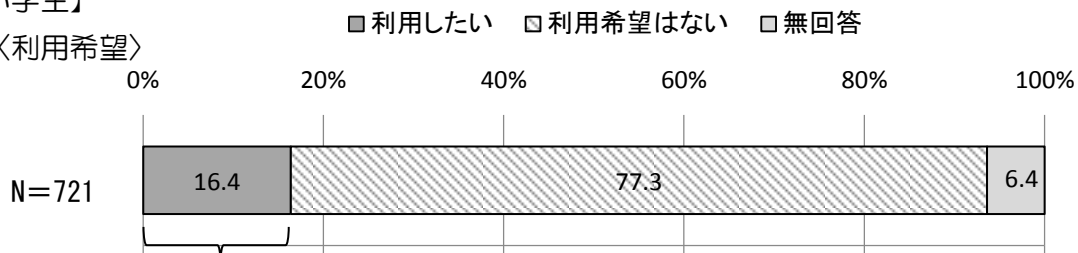


〈利用したい学年〉

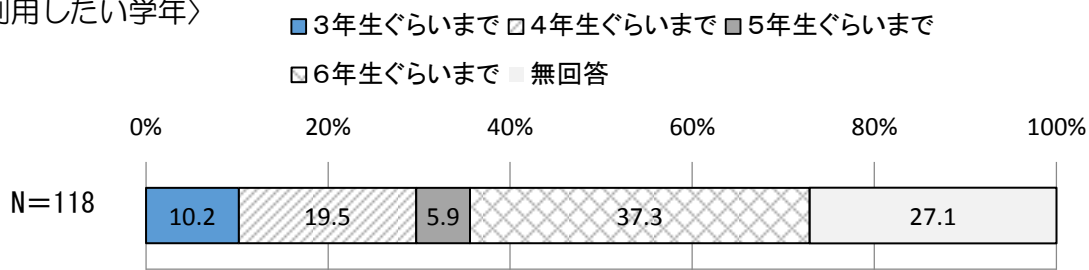


【小学生】

〈利用希望〉



〈利用したい学年〉



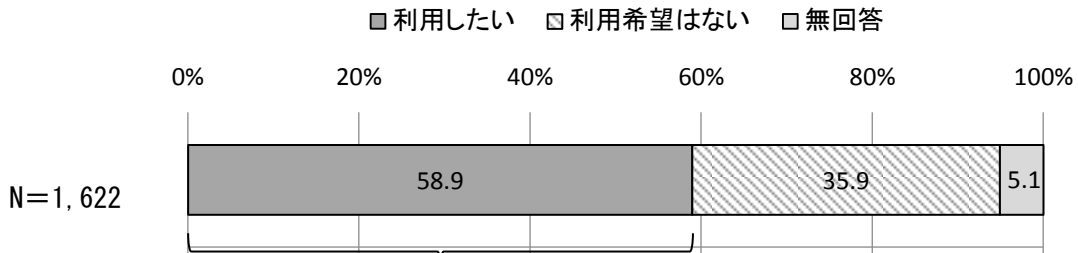
(ウ) 長期休暇

就学前児童では、長期休暇中に放課後児童クラブを「利用したい」の割合が 58.9%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が 28.8%となっています。

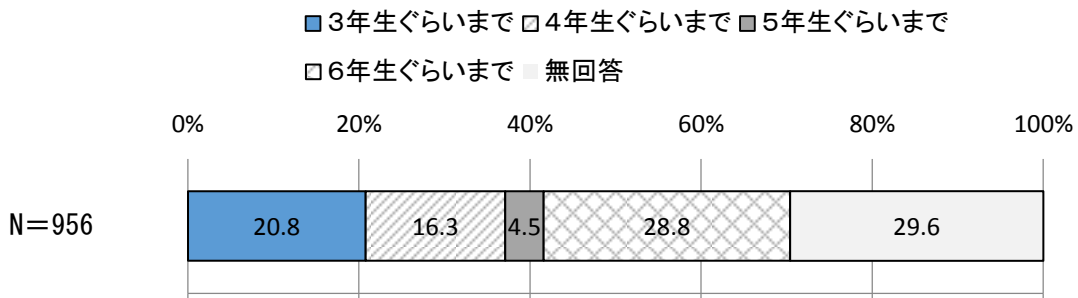
小学生では、長期休暇中に放課後児童クラブを「利用したい」の割合が 38.3%となっており、そのうち「6年生ぐらいまで利用したい」の割合が 35.4%となっています。

【就学前児童】

〈利用希望〉

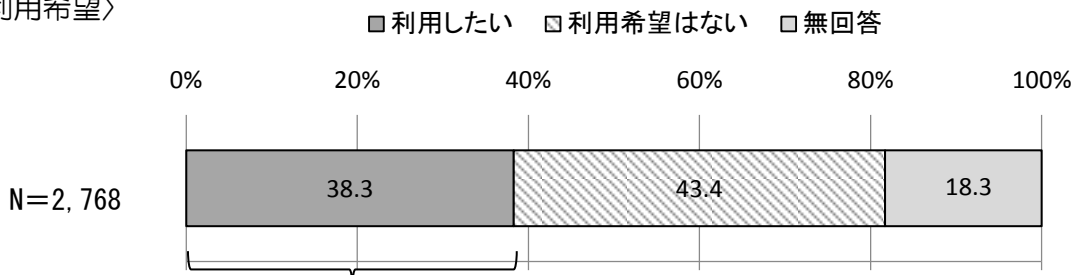


〈利用したい学年〉

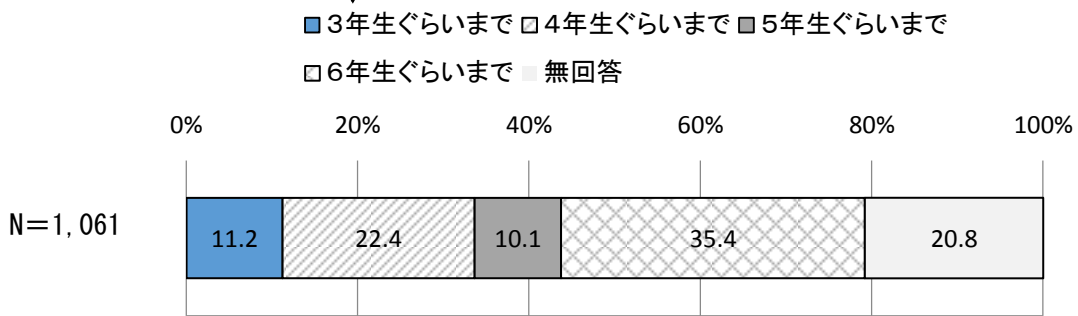


【小学生】

〈利用希望〉

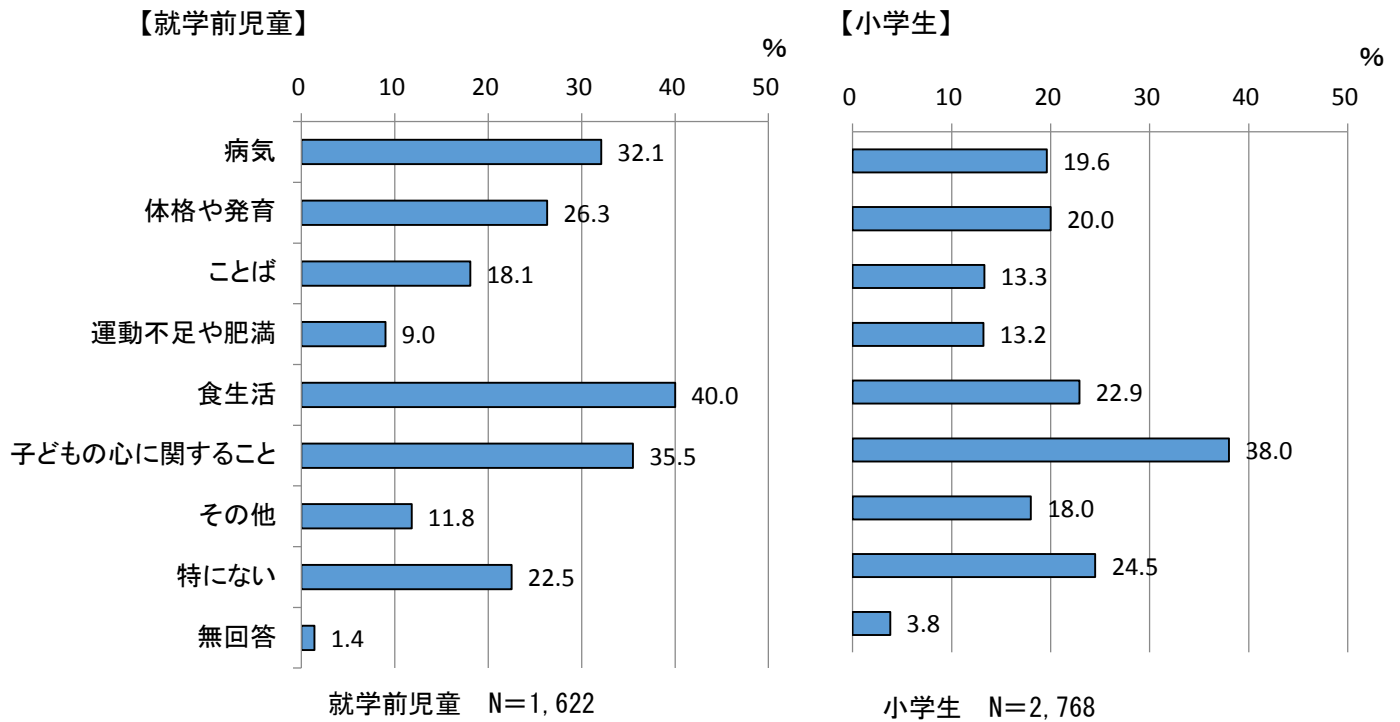


〈利用したい学年〉



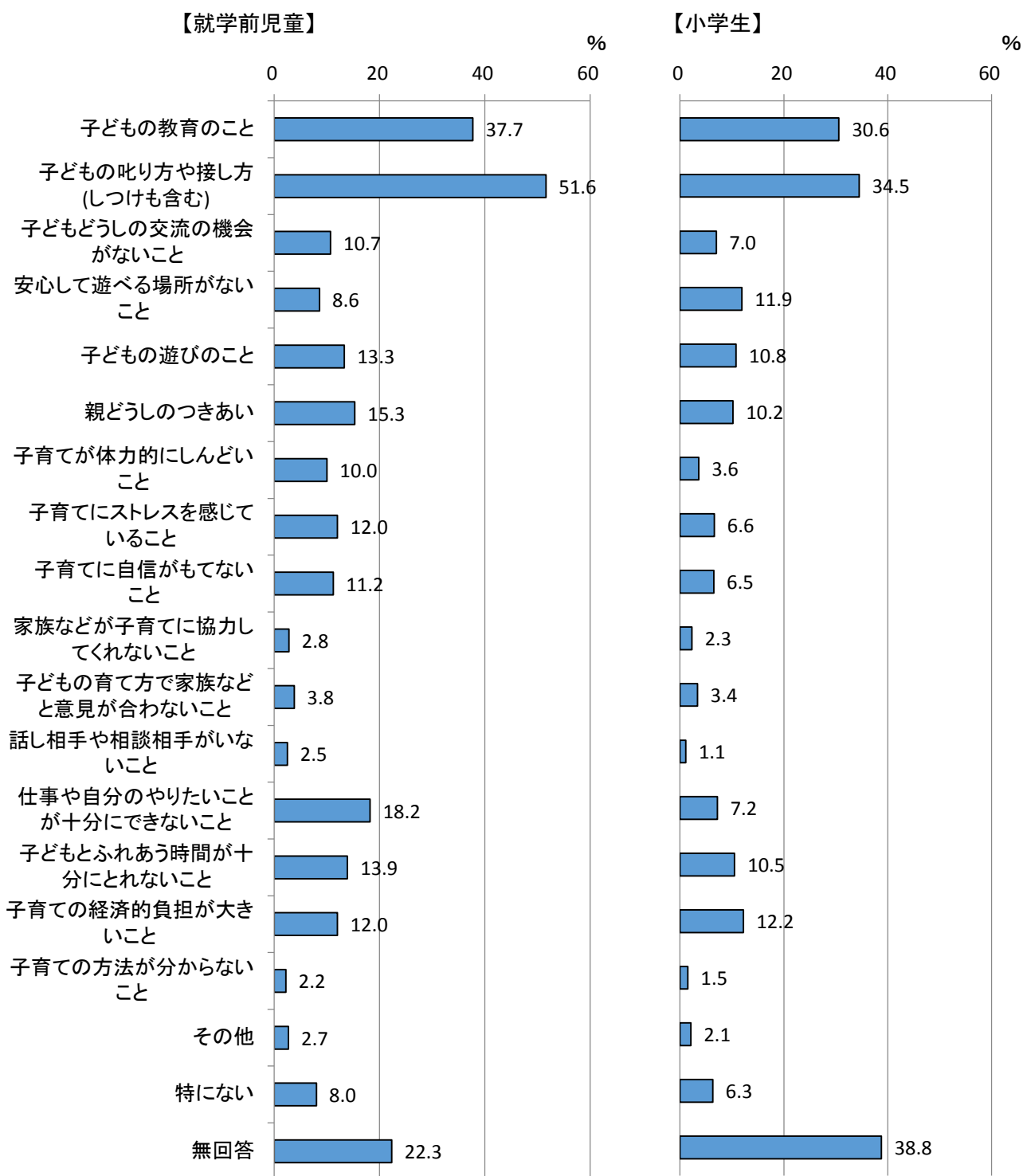
⑱ 子育てについて、病気等で日常悩んでいることや気になること（複数回答）

就学前児童、小学生ともに「子どもの心に関すること」、「食生活」が上位になっています。特に、就学前児童では「食生活」が40.0%と、小学生の22.9%よりも多くなっています。



⑭ 子育てについて、病気等以外で日常悩んでいることや不安なこと（複数回答）

就学前児童、小学生ともに「子どもの叱り方や接し方（しつけも含む）」、「子どもの教育のこと」が上位になっています。



就学前児童 N=1,622

小学生 N=2,768

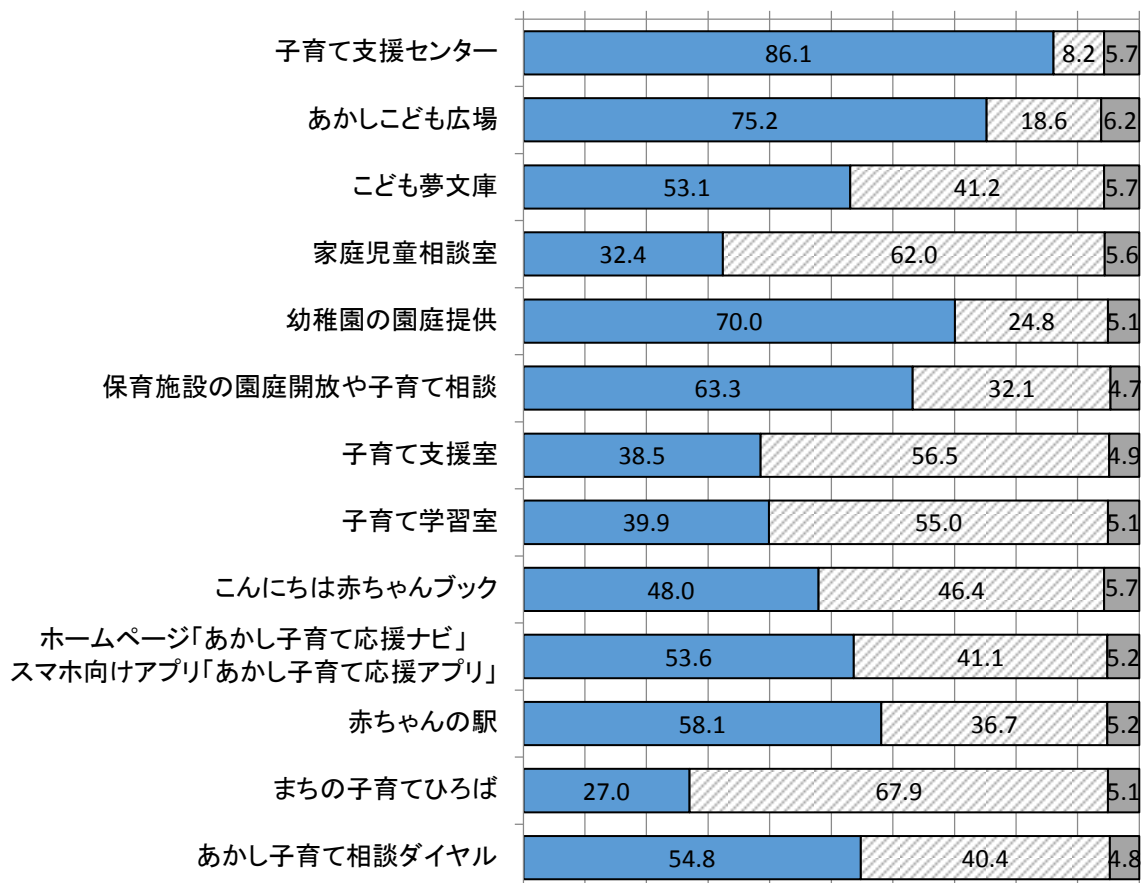
⑳ 子育て支援サービスの認知度（単数回答）

就学前児童で「子育て支援センター」「あかしこども広場」「幼稚園の園庭提供」を「知っている」が高く、70%以上となっています。小学生で「あかしこども広場」が高く、67.3%となっています。

【就学前児童】 N=1,622

■はい(知っている) □いいえ(知らない) ■無回答

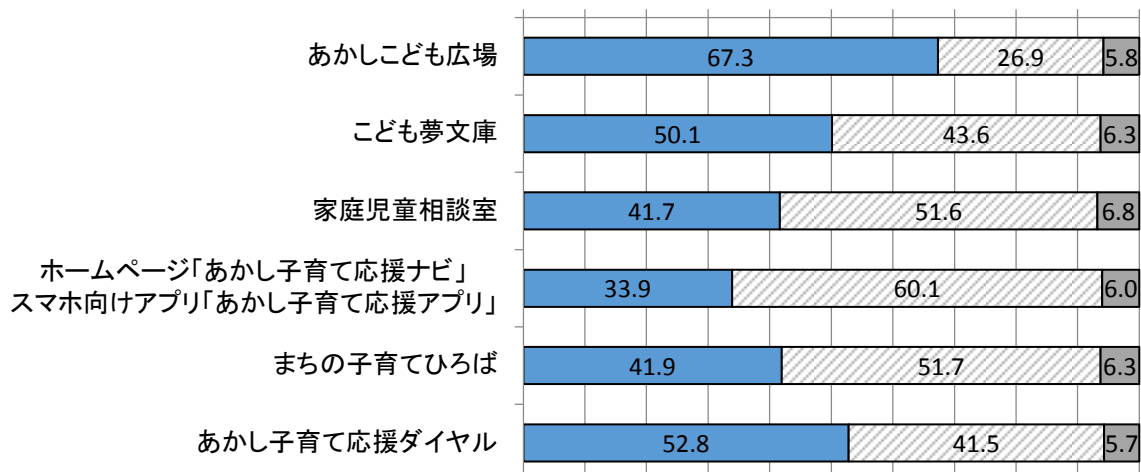
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



【小学生】 N=2,768

■はい(知っている) □いいえ(知らない) ■無回答

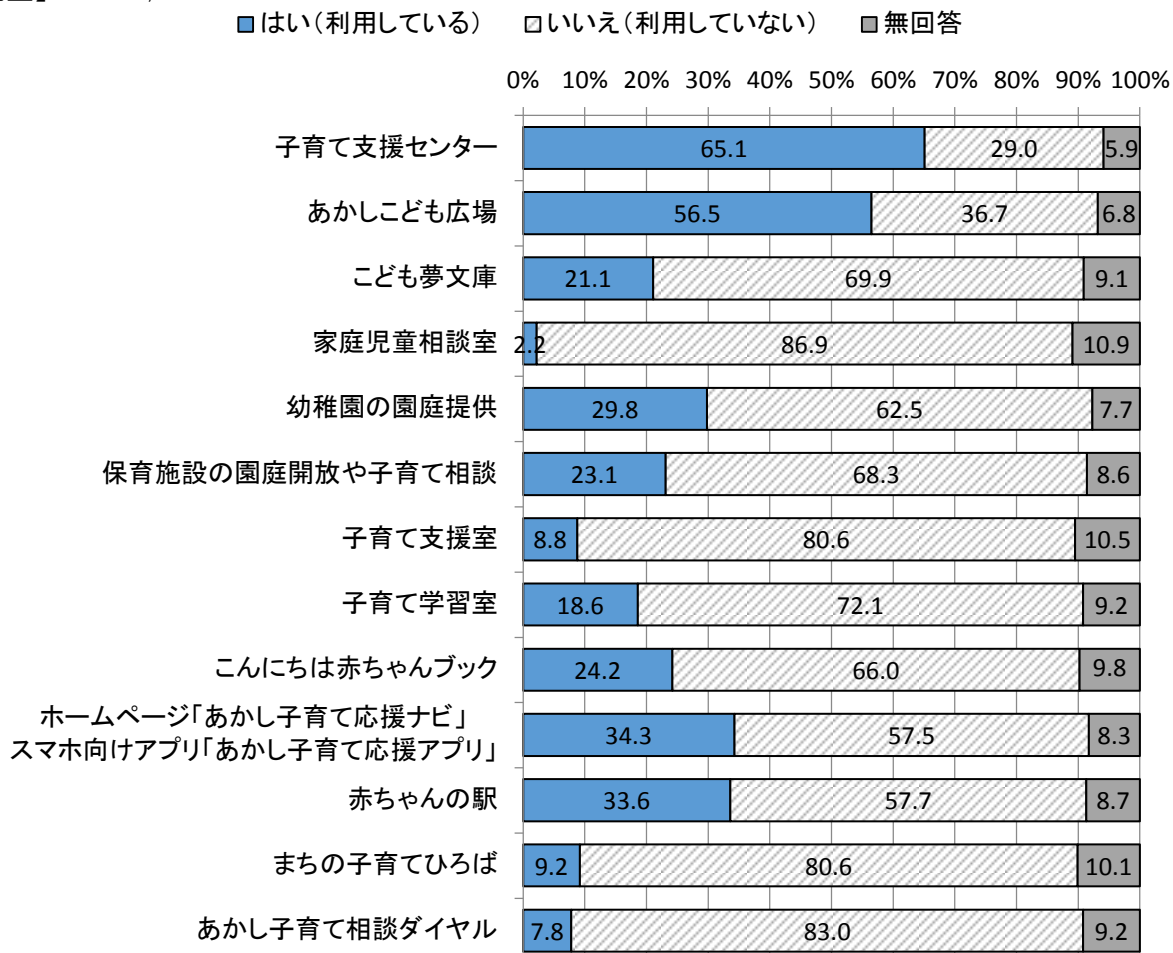
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



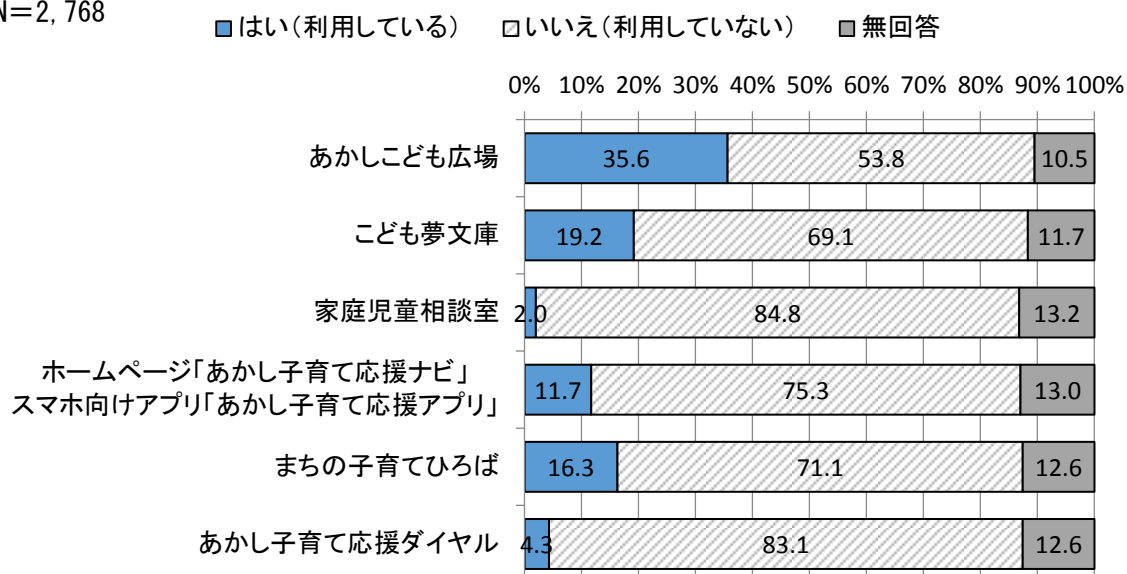
⑳ 子育て支援サービスの利用状況（単数回答）

就学前児童で「子育て支援センター」「あかしこども広場」の割合が高く、50%以上となっています。小学生で「あかしこども広場」の割合が高く、35.6%となっています。

【就学前児童】 N=1,622



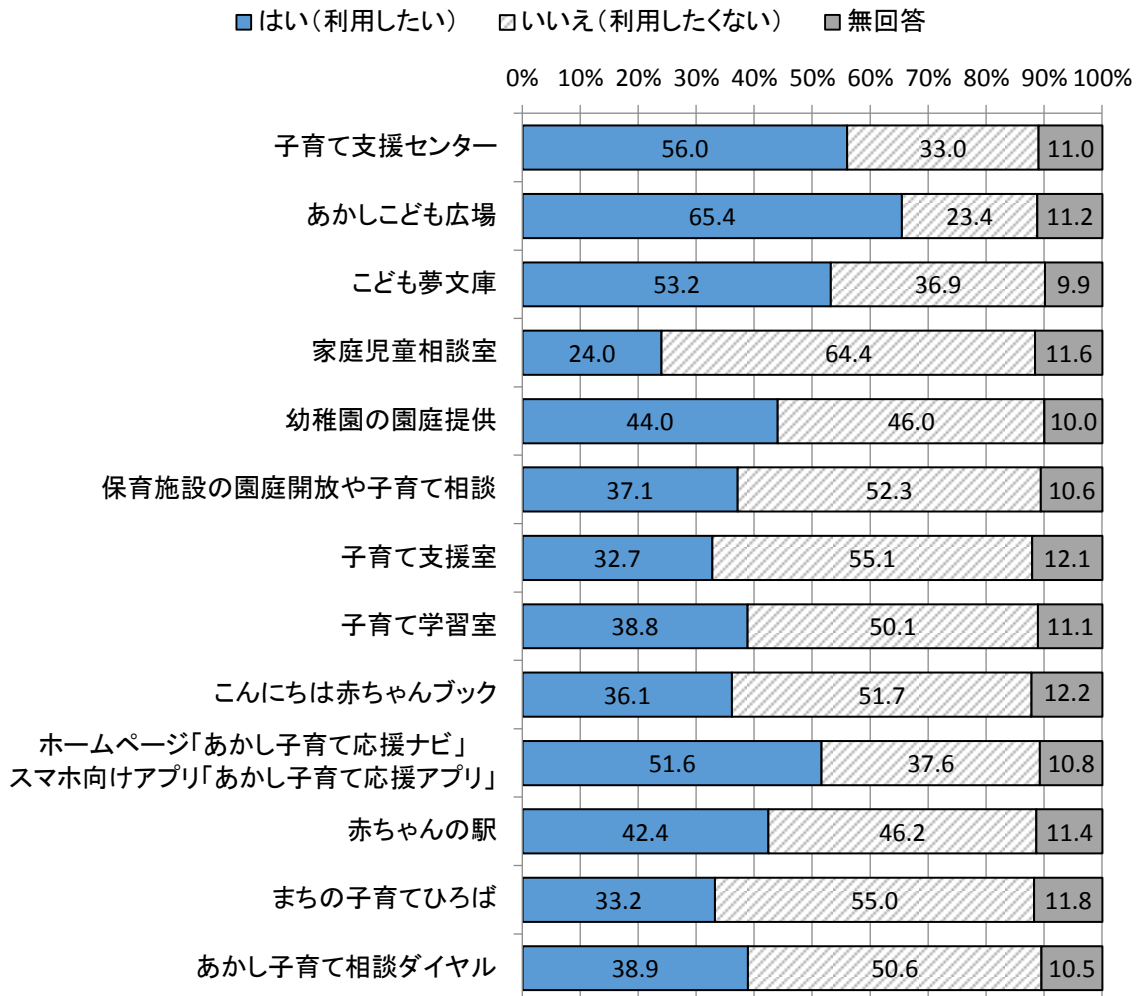
【小学生】 N=2,768



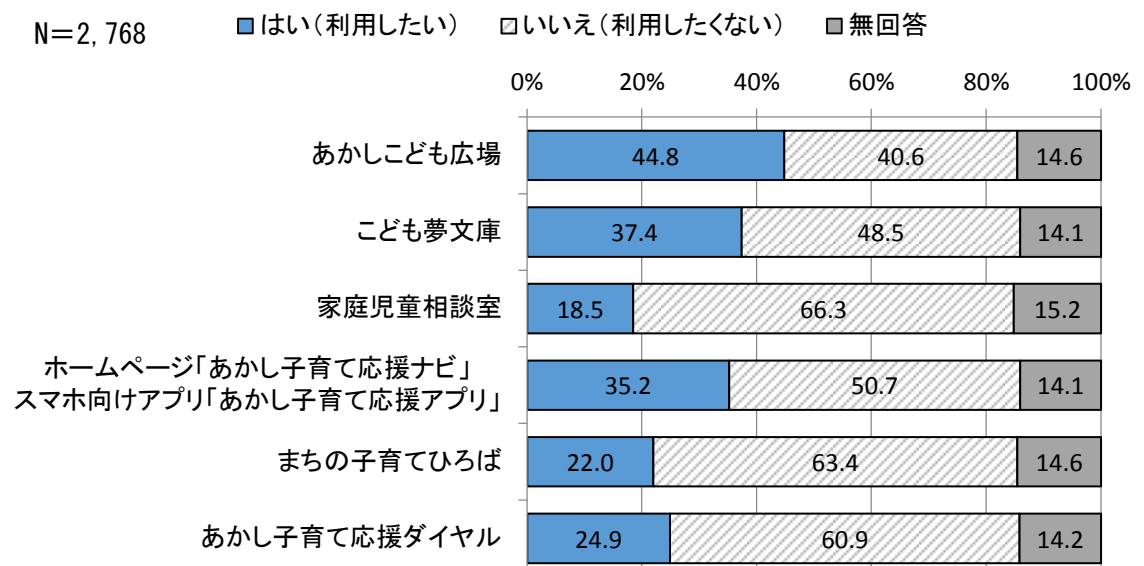
㉔ 子育て支援サービスの利用希望（単数回答）

就学前児童、小学生で「あかしこども広場」の利用希望が高くなっています。

【就学前児童】 N=1,622



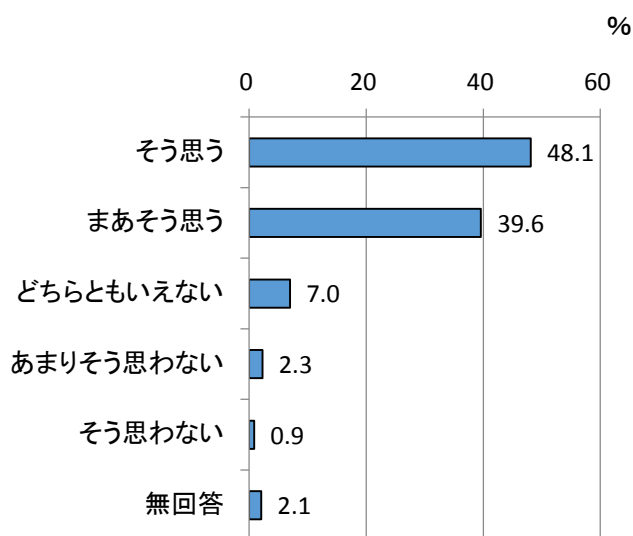
【小学生】 N=2,768



⑳ 子育てしやすいまちか（単数回答）

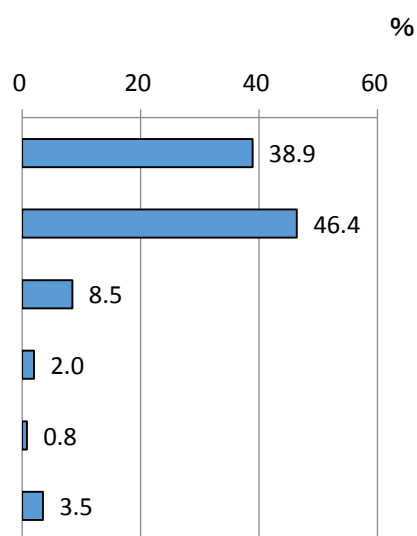
「そう思う」、「まあそう思う」をあわせた「子育てしやすいまちだと思う」が、就学前児童で87.7%、小学生では85.3%と、ともに9割近い割合となっており、5年前の約6割から3割程度増加しています。

【就学前児童】



就学前児童 N=1,622

【小学生】



小学生 N=2,768

3 明石市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本市の子どもをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

(1) 子育て家庭を支える地域づくり

本市では、これまで子育てに不安感、負担感、孤立感を抱える保護者などのために、24時間電話相談窓口を設置することや、子育て支援センターなど身近な場所で相談ができる場所づくりに努めてきました。また、気になる子どもがいれば学校園をはじめとする関係機関と連携しながら、地域全体で子どもを見守る体制を構築しています。

今回のニーズ調査において、就学前児童、小学生とも、前回の調査に引き続き、子どもの心に関すること、子どもの教育のこと、子どものしかり方や接し方などに悩みを抱える保護者が多いことがうかがえる結果となりました。

本市としては引き続き、子どもに関するあらゆる内容について、さらに相談しやすい環境を整え、子育て家庭の不安感や孤立感を解消していくとともに、気になる子どもについては本市と関係機関をはじめとする地域が密に連携をとりながら、子どもを見守る体制を充実させていくなど、妊娠期から切れ目のない子育て支援を行うことができる地域づくりを推進していく必要があります。

(2) 保育ニーズの高まりへの対応

本市の就学前児童数や保育所等の入所申込児童数の増加に対応するため、これまで保育所の新設等による受入枠の拡充といった、待機児童解消に向けた緊急対策を実施してきました。

また、2018年（平成30年）度を実施したニーズ調査の結果、母親のフルタイムやパートタイム等の「就労している」割合が、2013年（平成25年）度時点から約20%増加して60%に達することとなり、「未就労」との割合が逆転していることから、今後さらに就労形態の多様化や共働き世帯の増加が見込まれます。さらに2019年（令和元年）10月から開始された幼児教育・保育の無償化や宅地開発の進展等に伴う就学前児童数の増加により、保育需要が増加するものと予測されます。

このような子育て家庭における働き方や保育の制度、世帯構成の変化に対応するため、都市公園等を活用した保育所等の整備のほか、待機児童が多い0歳児～2歳児を受け入れる小規模保育事業所の整備、公立幼稚園における預かり保育の充実などの実施といった就労世帯がより利用しやすい環境を整えるなど、様々な方策により待機児童解消に向けた対策を継続して行う必要があります。

(3) 質の高い教育・保育を受けられる環境整備

今回のニーズ調査によると、平日の定期的な教育・保育の利用の有無について、利用していると回答した方が5年前よりも増加しており、特に0歳児～3歳児において顕著な増加が確認できます。本市では、就学前児童の教育・保育ニーズの増加に応じて、私立保育所や分園を設置するなどの受入枠の拡大を図ってきたことから、新規施設は増加し続けています。

乳児から幼児期にかけては、子どもの健やかな発達のため、とても重要な時期となっており、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が必要となります。現在、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育施設の地域枠等、多種多様な施設が併存する中、すべての子どもに質の高い幼児教育をという考え方のもと、どの施設に通ってもしっかりとした幼児教育を受けられるよう、研修等を通じた教育・保育の質の向上が求められています。

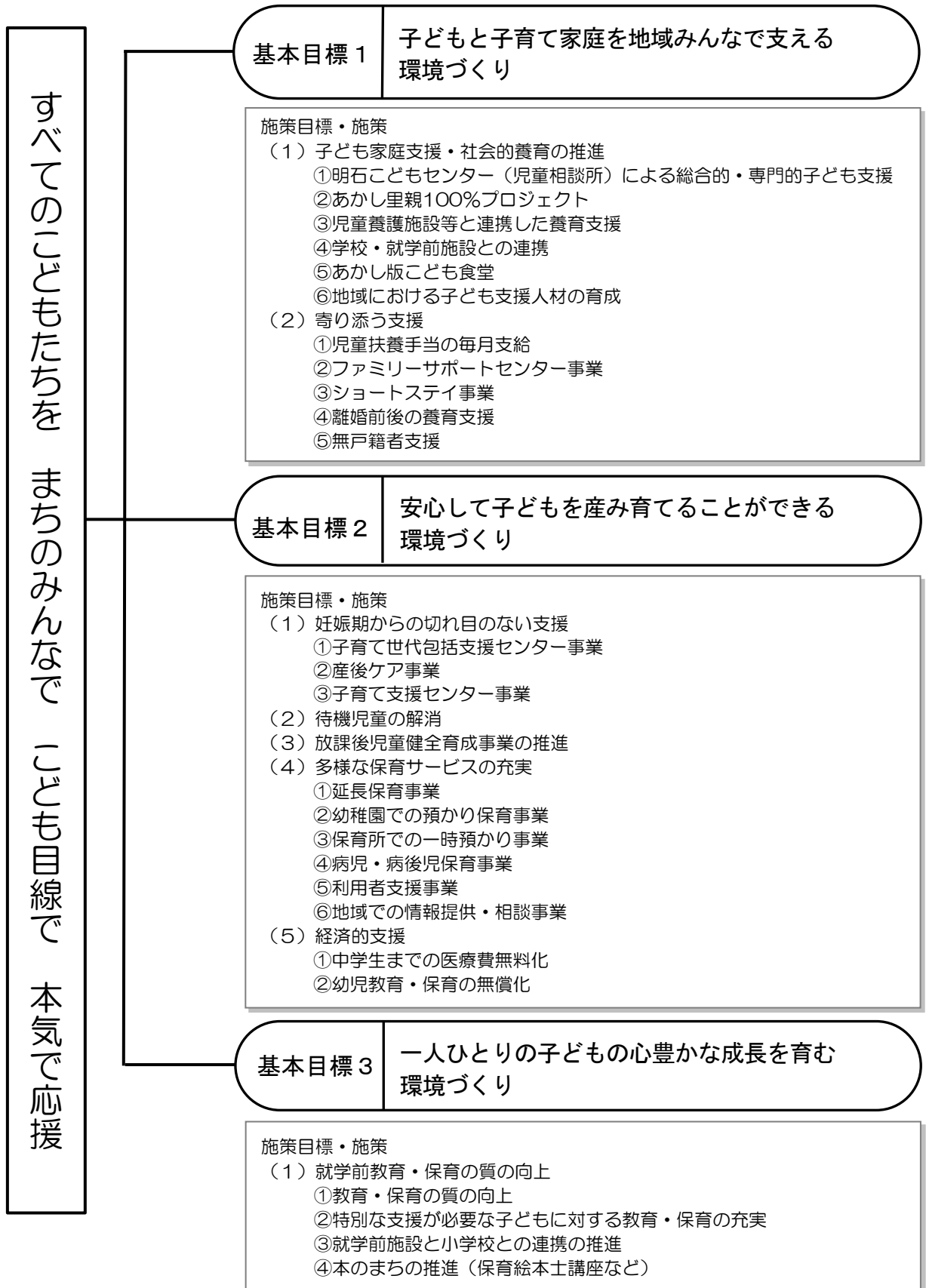
さらに、近年、保育所・幼稚園・学校等において、特別な支援が必要な子どもが増加傾向にあり、一人ひとりの特性等に配慮した対応や支援が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 施策体系図

【 基本理念 】

【 基本目標・施策目標・施策 】



2 基本理念

「すべての子どもたちを まちのみんなで こども目線で 本気で応援」

子どもは家庭の希望であり、まちの未来です。すべての子どもたちが、このまちで大切に育てられ、健やかに成長することはまちの喜びでもあります。

これからの明石を担う子どもたちが、未来に希望を持ち、夢を追いかけることができるよう、子どもの育ちを社会全体で支えることで、「こどもを核としたまちづくり」の発展へつなげていきます。

また、すべての子どもたち一人ひとりにしっかりと寄り添うとともに、明石の子どもたちをわが子のように、行政も地域も一緒になって、まちのみんなでしっかりと支えていきます。

そして、常に子どもにとってどうかという立場に立ち、子ども目線で考えを進めることとします。加えて、子どもを取り巻く環境をしっかりと支援し続けていきます。

これらの「こどもを核としたまちづくり」を進めることで、誰にもやさしいまちづくりを明石から発信し、まちの発展につなげ、「いつまでも」「すべての人に」「やさしいまち」を創造していきます。

3 基本目標

本計画では、次の3つを基本的な目標として子育て支援施策を推進していきます。

基本目標1 子どもと子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

(1) 子ども家庭支援・社会的養育の推進

① 明石こどもセンター（児童相談所）による総合的・専門的子ども支援

2019年（平成31年）4月に子どもの総合支援の核となる拠点として、「明石こどもセンター（児童相談所）」を開設しました。

同センターでは、子育て・障害・発達などの子どもに関するあらゆる相談について児童福祉司をはじめ児童心理司、保健師、弁護士等の専門スタッフが話を聞き、問題解決に向けた助言を行うなど対応しています。さらに子どもの状況や家庭の状況に応じて、福祉サービスの調整や心理的検査、他機関の紹介などの支援につなげていきます。

また、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行っていきます。

さらに、虐待を予防することを目的として、育児不安や子育てのストレスや悩みを抱えた親を対象とした家庭支援講座（ペアレントトレーニング）や、継続した来所面接・訪問指導などを実施し、子どもへのよりよい接し方を学んでもらい、子育て力の向上を図る支援を行っていきます。

② あかし里親100%プロジェクト

さまざまな事情で自分の家庭で暮らすことができない子どもが家庭と同様の環境で育つことができるよう、「全小学校区での里親登録」と「里親を必要とする乳幼児の里親委託率100%」を目標に掲げ、里親家庭を増やす取組を行っています。

里親を増やす取組として、広報紙や出前講座・相談会などによって周知を図るとともに、相談支援や経済的支援など登録後も専属の職員が手厚くフォローしていきます。

③ 児童養護施設等と連携した養育支援

明石こどもセンターでは施設等に入所中の子どもについて、児童養護施設等と情報を共有し、綿密な協議を重ねながら、今後の支援方針等を共に考え、子どもの利益を最優先に位置づけた支援を行っています。

また、児童養護施設と協力しながら、子どもや保護者からの24時間365日の電話相談対応ができる体制を構築しており、支援が必要な子どもや家庭の早期発見・支援につなげています。さらに見守りが必要な家庭に対しては定期的かつ継続的に家庭での養育及び生活状況の確認を実施するなど、今後も民間の専門性や柔軟性を活かし、効率的な支援方法を検討し、実施していきます。

④ 学校・就学前施設との連携

子どもへの支援は、学校園をはじめとする関係機関や地域など様々な主体が連携することで、より効果的なものになります。本市では明石こどもセンターの中に明石市児童健全育成支援システム「こどもすこやかネット」を設置しており、市の学校園及び保健・福祉部門、保育所、警察、医療機関、民生委員・児童委員※7など、あらゆる関係機関と連携を図りながら、支援が必要な子どもの早期発見、早期対応はもとより、家庭復帰をした後の地域における支援まで、総合的で一貫したサポートを実施していきます。

⑤ あかし版こども食堂

あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、気づきの地域拠点としても適切に機能するように、運営団体に対し支援を行うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが集い合えるような事業を展開していきます。

⑥ 地域における子ども支援人材の育成

地域において子どもを支援する人材の育成については、すべての子どもたちを地域みんなで応援するまちづくりを推進するため、研修やイベントなどを通して子ども支援に携わる人材育成を幅広く行うとともに、地域の活動団体との連携を深めて、子どもの立場に立った支援を進めます。

また、2019年（令和元年）7月に開設した「西日本こども研修センターあかし」では、児童相談所の職員に向けた研修だけでなく、里親や児童福祉施設、医療機関等の関係者を対象とし、児童虐待等に関する専門的知識及び実践的支援技術等の習得に資する研修を実施することにより、子どもの最善の利益を最優先とした支援を行うことができる人材の育成につなげます。

さらに、一般の市民の方々にも子ども支援について知っていただくため、児童虐待防止運動の一環であるオレンジリボンキャンペーンにおいて、協賛企業を募り、

啓発活動を行うとともに、中学生等への育児講座等を行うなど一般の方々への子ども支援への関心を高める取組を行っていきます。

(2) 寄り添う支援

① 児童扶養手当の毎月支給

ひとり親家庭等を対象とした児童扶養手当は、複数月分がまとめて支給されることから、家計のやりくりが難しいとの声があります。そこで、手当の支給がない月に1か月相当分の貸付金をお渡しして毎月の収入のばらつきをなくす「ひとり親家庭応援貸付金事業」を実施しています。引き続き本事業を実施してひとり親家庭の生活の安定を図り、自立の促進と児童の健やかな成長を支援します。

② ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う事業です。

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知を図り、会員増と活動件数の増加を図ります。

③ ショートステイ事業

保護者が出産や病気などの理由で一時的に子どもの養育ができない場合に、児童福祉施設や里親にて子どもを養育保護します。通常の平日に利用できるショートステイに加え、夜間休日に預けられるトワイライトステイ、母子で過ごすことができる母子ショートステイを実施しています。

最近では育児疲れによる利用も増えており、サービス利用後も継続的に支援するなど、よりきめ細やかな対応が必要になっています。今後も事業の一層の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していきます。

④ 離婚前後の養育支援

親の離婚によって、子どもの生活が大きく変化し、様々な影響を受けることがあります。子どもが受ける不利益を軽減すべく、養育費と面会交流を離婚時に取り決めるよう、参考書式を配布するなどして促しています。また、取り決めの実効性を確保するため、市職員による面会交流のコーディネートや養育費の調停申立ての支援などを実施しています。

とりわけ、養育費は子どもの成長に必要不可欠で、諸外国では行政が養育費を確保する施策を行っていますが、わが国では養育費を受け取れていない子どもが多いのが現状です。そこで、2018年（平成30年）度から全国に先駆けて保証の仕組みを活用した「養育費立替パイロット事業」を実施しています。

また、更なる支援策の充実のため、当事者や有識者による検討会を開催し、養育費不払いへの対応や立替制度等について検討を進めてまいります。

⑤ 無戸籍者支援

子どもが出生した場合には、出生の届出をすることによって戸籍に記載されますが、出生の届出をしなければならない人が、何らかの理由によって届出をしない場合、その子どもは戸籍に記載されません。この無戸籍の状態により、社会生活上、様々な面で不利益が生ずることが問題となっています。

本市では、戸籍のない人に対して、本来受けることができる行政サービスを提供し、戸籍を作成する手続を支援するため、「無戸籍者のための相談窓口」を開設しています。

新たに戸籍がないことを原因として不利益を受ける人をなくすため、無戸籍状態になるリスクを早期に把握し、早期に解決するよう取り組みます。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設※8 を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センター事業

妊娠期から子育て期における切れ目のない支援として、保健師等の専門職が、妊娠、出産、育児に関する様々な相談支援を実施しています。

妊娠期においては、妊娠届出時にすべての妊婦に対して保健師等による面接を実施し、妊婦個々の状況を把握するとともに、支援を必要とする妊婦には支援計画を作成し、早期の支援につなげています。

出産後、子育て期においては、産前・産後サポート事業、産後ケア事業、新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）、乳幼児健康診査等を通じて、必要に応じて関係機関と連携しながら、総合的な相談支援を実施しています。

② 産後ケア事業

心身の負担が最も大きい時期である出産後の母親とその子どもに対して、安心して子育てができるよう、母体の回復と不安の軽減、育児手技の獲得などを目的に産後ケア事業を実施しています。

産後の母の気持ちや状態に合わせて利用することができるよう、宿泊型・デイサービス型・訪問型から選択できるよう体制を整備します。

また、出産後に実施する様々な事業を通じて、継続した見守りや相談体制の充実を図ります。

③ 子育て支援センター事業

子育て支援センター事業については、市内に5か所ある子育て支援センターに、親と子が気軽に集い、交流できるプレイルームがあり、子育て相談や子育てに関する情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会等を実施しています。

家庭や地域における子育て力を高めるために、親も子どもも共に学び、成長していくことができる場や多世代との交流の機会を一層充実します。

また、関係機関や子育て支援団体などとの連携を深め、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域全体で子どもの健やかな育ちを支援していきます。

(2) 待機児童の解消

本市の就学前児童数の増加、就労形態の多様化による保育ニーズの増加に対応するため、保育所の新設等による受入枠の拡充といった、待機児童解消に向けた緊急対策を2016年（平成28年）1月から実施してきました。今後も共働き世帯の増加や宅地開発の進展等により保育所を希望される方が増加すると見込まれるため、対策を継続して行ってまいります。

特に不足が見込まれる0歳～2歳児の受入枠は、地域型保育事業※9のうち、0歳～2歳児を対象とする小規模保育事業を中心に施設整備を行い、3歳児となっても継続して保育・教育が受けられるよう当該施設と連携を図りながら取り組みます。また、公立幼稚園や公有地の活用等、様々な方策により受入枠の拡充を実施し、待機児童の解消を図ります。

また、幼稚園機能及び保育所機能を併せ持ち、保護者の就労にかかわらず入園が可能となる認定こども園について、当該施設への移行を希望する場合は、相談や助言を行うなど、適切な支援に努めていくこととします。

保育の担い手である保育士の確保については、2018年（平成30年）6月に開設した保育士総合サポートセンターや就職フェア等による就労支援や処遇改善による経済的支援に加え、研修や職場環境改善事業などの様々な取組を実施し、保育士が仕事にやりがいを感じ長く働ける環境を整えるなど、質の高い保育の実施に取り組みます。

(3) 放課後児童健全育成事業の推進

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後等に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、市内の全小学校区において放課後児童クラブを実施しています。

入所希望者が年々増加するなど社会的ニーズに対応するため、学校の余裕教室や放課後の特別教室等を最大限に活用した施設の整備により、待機児童の発生の防止に努めるとともに、研修の充実等による指導員の資質向上、学校との連携、放課後子ども教室や地域との連携に取り組み、事業の一層の充実を図ります。

(4) 多様な保育サービスの充実

① 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育標準時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

現在、ほぼすべての保育施設で延長保育が実施されており、今後も現在の提供体制の維持に努めます。

② 幼稚園での預かり保育事業

保護者の就労や子育てなどを支援するため、公立幼稚園の全園で預かり保育を

実施しています。

そのうち 13 園では、最大 8 時から 18 時までの利用が可能となっており、保育施設の入所要件を有する方については、中学校区単位での預かり保育時間の延長実施園を利用できるようにしています。また、預かり保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象となることから、保育所の利用希望者の受入枠として幼稚園を有効活用し、ニーズに合わせて時間延長実施園の拡充を行うなど、利便性の向上を図ります。

③ 保育施設での一時預かり事業

家庭で保育されている乳幼児が、保護者の入院・傷病・冠婚葬祭・育児疲れ解消等の理由により家庭外での保育が必要となる場合に、保育施設で乳幼児を一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

新設の保育施設や当該事業を実施していない既存保育施設について、保護者からのニーズに応じて事業の実施に努めていきます。

④ 病児・病後児保育事業

病気や怪我などにより集団保育の実施が一時的に困難な児童について、専用スペースにおいて保育を行い、就労世帯等の支援を図っています。

今後も、就労等のやむを得ない事情により家庭での保育が困難な病児・病後児の緊急避難的な受入先として、必要とされる体制を確保します。

⑤ 利用者支援事業

ア 基本型

利用者支援事業については、基幹となる子育て支援センターにおいて、子ども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

支援の実施に当たっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の情報を集約し、提供します。

また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。

イ 特定型

保育コンシェルジュによる相談事業では、子育て世帯の増加による待機児童の増加に対応するため、保育士資格を持つ市内の子育て支援情報に精通した保育コンシェルジュを配置し、就学前児童の保育に関する保護者の相談に応じ、個別の状況に応じた子育てに関する様々な情報提供を行うことで保護者支援を図ります。

※ 利用者支援事業のうち、母子保健型は P43「子育て世代包括支援センター事業」参照。

⑥ 地域での情報提供・相談事業

地域での情報提供・相談事業については、市内に5か所ある子育て支援センターで、地域の子育て支援の拠点として、子育て相談や子育てに関する情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会等を実施しています。

子育ての不安や負担の軽減を図るため、子育てに関する情報は、情報誌やホームページなど様々な媒体を通じて迅速でわかりやすく提供します。また、誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるように相談体制の充実を図ります。

(5) 経済的支援

① 中学生までの医療費無料化

中学3年生までの子どもの医療費（保険診療分）について、保護者の所得制限を設けず無料化して、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援しています。

明石の子どもが、必要な医療を必要な時に医療費を気にすることなく受けられるよう、引き続き適正な運用に努め、継続実施していきます。

② 幼児教育・保育の無償化

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的な負担軽減を図るための給付制度として創設されました。

3歳～5歳児全員と住民税非課税世帯の0歳～2歳児について、子ども・子育て支援新制度の認可教育・保育施設の基本保育料が無料となるほか、保育の必要性の認定を受けた場合には、認可外保育施設や預かり保育・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンターの各事業も限度額の範囲内で無料で利用できます。

また、市独自で実施している第2子以降の保育料無料化事業を継続するとともに、新たに3歳～5歳児の給食の副食費（おかず代）を無料化することにより、子育て家庭の支援策をより一層充実します。

基本目標3 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達過程に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりに取り組みます。

(1) 就学前教育・保育の質の向上

① 教育・保育の質の向上

就学前の乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。乳児期から幼児期にかけての発達は、連続性を有するものであるとともに、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じて、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

2018年（平成30年）度に改訂された「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園※10 教育・保育要領」について、今後とも、新しい各指針、要領が現場での実践につながるよう、研修の機会や現場指導を通じて、教育・保育の質の向上を図ります。

具体的には、公立保育所で実施している公開保育、公立幼稚園で実施しているグループ研修、園内研修、キャリアアップ研修等各種研修や保育内容及び感染症対策などの研修を行い、元公立保育所職員による巡回指導や指導監査等に引き続き取り組むことで、公立及び私立施設に加えて、認可外保育施設を含めたすべての施設において、更なる教育・保育の質の向上を図ります。

② 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

障害のある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状況を把握し、状況に応じた保育を実施することが必要です。また、早期に教育相談や支援を行うことは、保護者にとって我が子をより深く受容し、特性の適切な理解等につながっていくことから重要なものとなっています。

現在、本市では、幼稚園や保育所に通う選択をした場合、障害の有無に関係なく、同じクラスで共に生活しています。このことは、子どもたちが共に学ぶ仲間として級友とともに、日々有意義な活動に参加し、よりよく成長していくことを意味しています。

また、発達の状況に応じて担当職員の配置や専門資格等を持つ指導員による巡回指導及び関係機関との連携により、支援の必要な子どもやその保護者に寄り添った対応を行っていきます。

また、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要とする子どもの数は年々増えていることから、ニーズや施設の状況を把握しながら受入を進めていきます。

③ 就学前施設と小学校との連携の推進

幼児の発達や学びの連続性を保障するためには、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ることが重要です。幼児期の教育・保育と小学校教育を円滑に接続させるためには、互いの教育の特性や違いを理解した上で、つながりを意識する必要があります。

小学校教育とのつながりを意識したアプローチ期（5歳児後半）における教育課程であるアプローチカリキュラムを作成し、小学校で開催される行事への参加や、保幼小連絡会での相互参観、情報交換その他様々な機会を通じて、小学校への円滑な接続ができるよう取り組みます。

④ 本のまちの推進（保育絵本土講座など）

市内認可施設の保育者を対象に、保育がより豊かになる絵本のコミュニケーションとその広がりについて学ぶ「あかし保育絵本土」養成講座を実施します。

一定の課題をクリアした受講生を「あかし保育絵本土」（明石市オリジナルの資格）として認定し、絵本をツールにした就学前教育における豊かな保育環境の充実と保育の質の向上を図っていきます。

「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」や「明石市就学前教育・保育の共通カリキュラム」を基に作成した「あかし保育絵本土養成プログラム」に沿って、絵本をきっかけに、保育者・乳幼児・保護者など保育の場に集うすべての人が、共にひびきあい、共に育ちあう豊かな保育環境を整えていきます。

子どもと絵本の間ひびきあいは、生活習慣の形成、遊びへのヒント、日常のしぐさや言葉遣い等、行為や活動として活発に外へ向かって表出されます。保育者として、日々の経験から、その気づきを乳幼児一人ひとりの個性の発見へとつなげていきます。

第4章 量の見込み及び確保方策

1 「量の見込み」及び「確保方策」の基本的な考え方について

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村事業計画を作成することが義務付けられています。その計画の中には、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やそれに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期」（以下「確保方策」という。）について定めることになっています。

市町村事業計画の策定に際しては、地域の人口構造等の地域特性、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況や利用希望等を踏まえたうえで作成することが必要であるとされています。

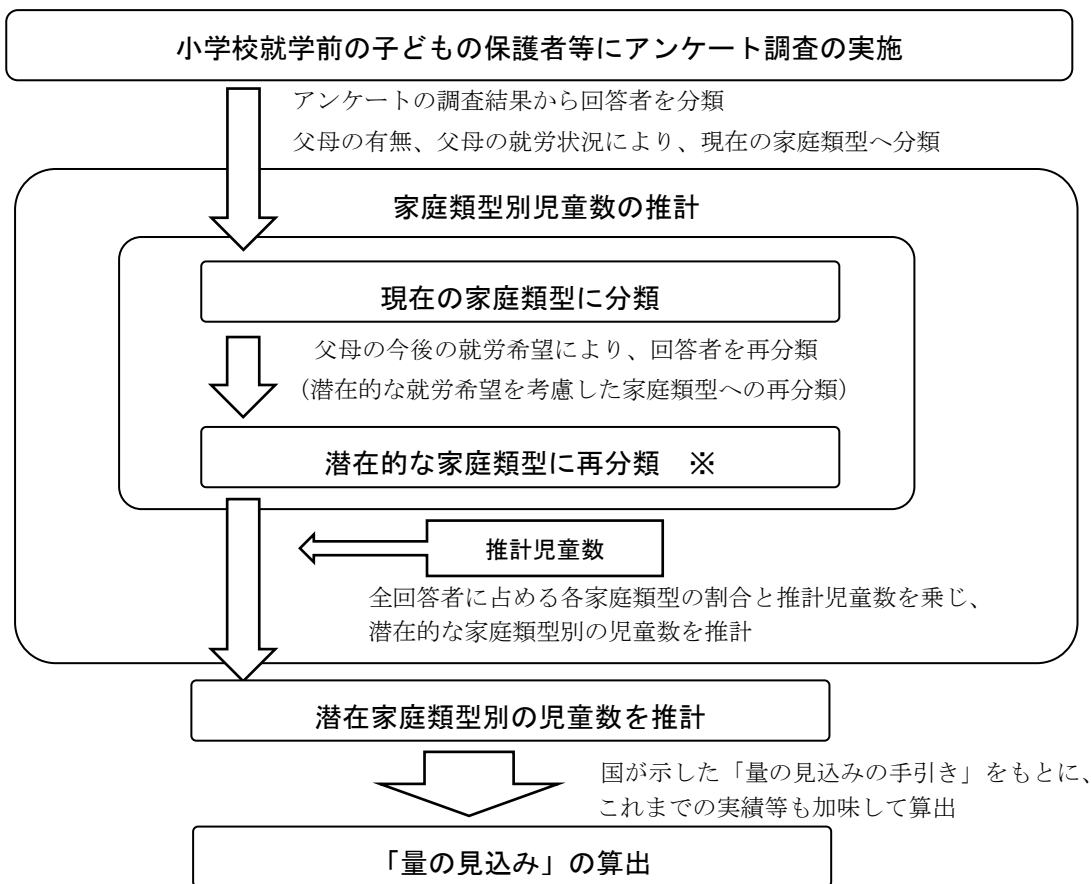
そのために、市町村では、子育て中の保護者へのニーズ調査などを通じて、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、その結果を踏まえ「量の見込み」を推計し、それに対する「確保方策」を具体的な目標を設定して、年次的な計画を策定していくことになります。

また、教育・保育の「確保方策」については、子育て安心プランの目標年次である2020年（令和2年）度末までに「量の見込み」に対応する提供体制を確保することを目指します。

2 「量の見込み」の算出方法について

「量の見込み」については、国が定める基本指針及び第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（2019年（平成31年）4月23日付 事務連絡 内閣府）等に基づき、2019年（平成31年）1月に実施した「第2期明石市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」をもとに、将来の児童数や本市の現在の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や事業展開等を勘案しながら推計を行います。なお、上記の考え方において、「具体的な算出方法等については、各市町村において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て適切に判断頂きたい。」とされています。

(1) 「量の見込み」の算出イメージ



※ 潜在的な家庭類型への再分類について

① 国が定める家庭類型の種類

- | | |
|-----------------|---------------|
| A ひとり親家庭 | B フルタイム×フルタイム |
| C フルタイム×パートタイム | D 専業主婦（夫） |
| E パートタイム×パートタイプ | F 無業×無業 |

② 再分類の例

現在の家庭類型では、Cのフルタイム（父）×パートタイム（母）に分類される家庭

ア 母親にフルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある場合

⇒ Bのフルタイム×フルタイムにカウント

イ 母親がパートタイムをやめ、子育てや家事に専念したい場合

⇒ Dの専業主婦にカウント

(2) 推計児童数

推計児童数は、住民基本台帳による明石市年齢別人口や地区別年齢別（各歳）人口等を用いて、今後の人口増減率等を勘案して推計を行いました。

提供区域	年齢区分	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
全 市	0歳	2,840	2,864	2,819	2,796	2,775
	1歳～2歳	5,767	5,817	5,727	5,679	5,635
	3歳～5歳	8,583	8,653	8,592	8,559	8,528
	合計(0歳～5歳)	17,190	17,334	17,138	17,034	16,938
	6歳～11歳	16,598	16,745	16,891	17,036	17,182
本庁東部	0歳	577	582	573	568	564
	1歳～2歳	1,120	1,130	1,112	1,103	1,094
	3歳～5歳	1,620	1,633	1,622	1,616	1,610
	合計(0歳～5歳)	3,317	3,345	3,307	3,287	3,268
	6歳～11歳	3,041	3,068	3,095	3,121	3,148
本庁西部	0歳	787	793	781	775	769
	1歳～2歳	1,527	1,539	1,516	1,503	1,492
	3歳～5歳	2,207	2,225	2,209	2,201	2,193
	合計(0歳～5歳)	4,521	4,557	4,506	4,479	4,454
	6歳～11歳	4,143	4,180	4,216	4,253	4,289
大久保	0歳	844	851	838	831	825
	1歳～2歳	1,730	1,745	1,718	1,704	1,691
	3歳～5歳	2,685	2,707	2,688	2,677	2,668
	合計(0歳～5歳)	5,259	5,303	5,244	5,212	5,184
	6歳～11歳	5,283	5,329	5,376	5,422	5,469
魚 住	0歳	387	391	384	381	378
	1歳～2歳	878	886	872	865	858
	3歳～5歳	1,291	1,301	1,292	1,287	1,282
	合計(0歳～5歳)	2,556	2,578	2,548	2,533	2,518
	6歳～11歳	2,627	2,650	2,673	2,696	2,719
二 見	0歳	245	247	243	241	239
	1歳～2歳	512	517	509	504	500
	3歳～5歳	780	787	781	778	775
	合計(0歳～5歳)	1,537	1,551	1,533	1,523	1,514
	6歳～11歳	1,504	1,518	1,531	1,544	1,557

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定について

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

教育・保育提供区域については、それぞれの事業に応じて、下記のとおり設定しています。

(1) 教育・保育提供区域

① 教育・保育（認定区分※11）

区域名		ブロック	全市	小学校区
区域数		5	1	28
1号認定	対象年齢 3歳～5歳 認定内容 幼児教育のみの利用（教育標準時間認定） （保育を必要としない） 対象施設 幼稚園及び認定こども園	●		
2号認定	対象年齢 3歳～5歳 認定内容 保育を必要とする（保育認定） 対象施設 保育所及び認定こども園		●	
3号認定	対象年齢 0歳～2歳 認定内容 保育を必要とする（保育認定） 対象施設 保育所及び認定こども園		●	

② 地域子ども・子育て支援事業

区域名		ブロック	全市	小学校区
区域数		5	1	28
放課後児童健全育成事業				●
延長保育事業		●		
一時預かり	一時預かり事業（幼稚園型）	●		
	一時預かり事業（幼稚園型以外）		●	
病児・病後児保育事業			●	
利用者支援事業			●	
妊婦健康診査			●	
地域子育て支援拠点事業			●	
ファミリーサポートセンター事業（就学後）			●	
乳児家庭全戸訪問事業			●	
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業			●	
子育て短期支援事業			●	
実費徴収に係る補足給付を行う事業			●	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			●	

※ブロックは、本庁東部、本庁西部、大久保、魚住、二見の各ブロックを表す。

4 「量の見込み」及び「確保方策」について

(1) 教育・保育

① 1号認定（3歳～5歳の保育を必要としない幼稚園及び認定こども園の利用）

【本庁東部】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	670人	676人	669人	662人	655人
②確保方策	670人	676人	669人	662人	655人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 3歳児の受入枠の拡大
 私立保育園の認定こども園化による受入枠の拡大

【本庁西部】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	869人	876人	867人	858人	849人
②確保方策	869人	876人	867人	858人	849人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 3歳児の受入枠の拡大
 私立保育園の認定こども園化による受入枠の拡大

【大久保】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	1,001人	1,009人	999人	989人	979人
②確保方策	1,001人	1,009人	999人	989人	979人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 3歳児の受入枠の拡大
私立認定こども園の新設による受入枠の拡大

【魚住】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	469人	473人	468人	463人	458人
②確保方策	469人	473人	468人	463人	458人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 3歳児の受入枠の拡大

【二見】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	299人	302人	299人	296人	293人
②確保方策	299人	302人	299人	296人	293人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 3歳児の受入枠の拡大

② 2号認定（3歳～5歳の保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

【全市】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	4,609人	4,733人	4,786人	4,853人	4,921人
②確保方策	4,155人	4,733人	4,786人	4,853人	4,921人
②-①	△454人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度～2024年（令和6年）度

新設 私立保育所、私立認定こども園

③ 3号認定（0歳～2歳の保育を必要とする 保育所及び認定こども園の利用）

【全市】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	3,701人	4,080人	4,273人	4,492人	4,710人
②確保方策	3,385人	4,080人	4,273人	4,492人	4,710人
②-①	△316人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度～2024年（令和6年）度

新設 私立保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所

(2) 放課後児童健全育成事業

① 事業内容

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後等に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、市内の全小学校区において放課後児童クラブを実施する。

② 量の見込み及び確保方策

【松が丘小学校（松が丘児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	86人	85人	90人	95人	100人
②確保方策	86人	85人	90人	95人	100人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【朝霧小学校（朝霧児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	198人	211人	230人	242人	264人
②確保方策	198人	211人	230人	242人	264人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【人丸小学校（人丸児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	224人	235人	252人	271人	269人
②確保方策	224人	235人	252人	271人	269人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【中崎小学校（中崎児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	105人	117人	130人	140人	145人
②確保方策	105人	117人	130人	140人	145人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2023年（令和5年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【明石小学校（明石児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	142人	156人	154人	166人	173人
②確保方策	142人	156人	154人	166人	173人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【大観小学校（大観児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	40人	43人	46人	50人	56人
②確保方策	40人	43人	46人	50人	56人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【王子小学校（王子児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	100人	113人	132人	158人	176人
②確保方策	100人	113人	132人	158人	176人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2021年（令和3年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2023年（令和5年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【林小学校（林児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	133人	143人	152人	170人	174人
②確保方策	133人	143人	152人	170人	174人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【和坂小学校（和坂児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	72人	83人	94人	106人	113人
②確保方策	72人	83人	94人	106人	113人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【鳥羽小学校（鳥羽児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	154人	172人	191人	208人	218人
②確保方策	154人	172人	191人	208人	218人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【沢池小学校（沢池児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	169人	188人	215人	238人	270人
②確保方策	169人	188人	215人	238人	270人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【藤江小学校（藤江児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	146人	163人	180人	190人	209人
②確保方策	146人	163人	180人	190人	209人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2023年（令和5年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【花園小学校（花園児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	110人	123人	130人	138人	146人
②確保方策	110人	123人	130人	138人	146人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【貴崎小学校（貴崎児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	38人	40人	39人	40人	41人
②確保方策	38人	40人	39人	40人	41人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【大久保小学校（大久保児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	215人	226人	233人	242人	259人
②確保方策	215人	226人	233人	242人	259人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【大久保南小学校（大久保南児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	192人	197人	213人	238人	261人
②確保方策	192人	197人	213人	238人	261人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【高丘東小学校（高丘東児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	70人	71人	73人	81人	87人
②確保方策	70人	71人	73人	81人	87人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【高丘西小学校（高丘西児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	111人	111人	117人	118人	127人
②確保方策	111人	111人	117人	118人	127人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2023年（令和5年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【山手小学校（山手児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	205人	231人	259人	265人	284人
②確保方策	205人	231人	259人	265人	284人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2022年（令和4年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【谷八木小学校（谷八木児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	96人	111人	116人	124人	129人
②確保方策	96人	111人	116人	124人	129人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【江井島小学校（江井島児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	143人	146人	155人	164人	168人
②確保方策	143人	146人	155人	164人	168人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【魚住小学校（魚住児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	95人	94人	99人	102人	105人
②確保方策	95人	94人	99人	102人	105人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【清水小学校（清水児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	107人	107人	108人	114人	113人
②確保方策	107人	107人	108人	114人	113人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【錦が丘小学校（錦が丘児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	91人	93人	93人	101人	102人
②確保方策	91人	93人	93人	101人	102人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【錦浦小学校（錦浦児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	186人	203人	232人	253人	275人
②確保方策	186人	203人	232人	253人	275人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2021年（令和3年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2023年（令和5年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【二見小学校（二見児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	51人	53人	52人	52人	52人
②確保方策	51人	53人	52人	52人	52人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【二見北小学校（二見北児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	137人	147人	166人	172人	188人
②確保方策	137人	147人	166人	172人	188人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

2023年（令和5年）度 学校の余裕教室の活用等による整備

【二見西小学校（二見西児童クラブ）】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	109人	120人	125人	137人	144人
②確保方策	109人	120人	125人	137人	144人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 延長保育事業

① 事業内容

保護者の就労形態の多様化等に伴い、就労世帯等の支援を図るため、保育施設で保育標準時間を超えた保育を実施する。

② 量の見込み及び確保方策

【本庁東部】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	110人	125人	125人	125人	125人
②確保方策	110人	125人	125人	125人	125人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【本庁西部】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	170人	195人	195人	195人	195人
②確保方策	170人	195人	195人	195人	195人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【大久保】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	260人	260人	260人	260人	260人
②確保方策	260人	260人	260人	260人	260人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【魚住】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	70人	70人	70人	70人	70人
②確保方策	70人	70人	70人	70人	70人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【二見】

人：年間の利用人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	70人	70人	70人	70人	70人
②確保方策	70人	70人	70人	70人	70人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 一時預かり事業

① 幼稚園型

ア 事業内容

待機児童対策の一環として、1号認定の在園児を対象に、幼稚園等が保護者の希望に応じて通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に預かりを実施する。

イ 量の見込み及び確保方策

【本庁東部】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	18,581人日	18,667人日	18,540人日	18,458人日	18,380人日
②確保方策	18,581人日	18,667人日	18,540人日	18,458人日	18,380人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【本庁西部】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	23,199人日	23,287人日	23,130人日	23,025人日	23,009人日
②確保方策	23,199人日	23,287人日	23,130人日	23,025人日	23,009人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【大久保】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	34,907人日	35,003人日	34,773人日	34,611人日	34,454人日
②確保方策	34,907人日	35,003人日	34,773人日	34,611人日	34,454人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【魚住】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	7,447人日	7,508人日	7,455人日	7,426人日	7,399人日
②確保方策	7,447人日	7,508人日	7,455人日	7,426人日	7,399人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【二見】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	6,701人日	6,752人日	6,704人日	6,677人日	6,652人日
②確保方策	6,701人日	6,752人日	6,704人日	6,677人日	6,652人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

ア 事業内容

家庭で保育されている乳幼児が、保護者の入院・傷病・冠婚葬祭・育児疲れ解消等の理由により家庭外での保育が必要となる場合に、一時的に保育施設で乳幼児の保育を実施する。

また、ファミリーサポートセンターにおいては、「子育ての応援をしたい人（提供会員）」、「子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）」がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域で子育てをする相互援助活動を行う事業のうち、未就学者の一時預かりを行う。

イ 量の見込み及び確保方策

【全市】

人日：年間の利用人数×利用日数

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み		11,712人日	11,718人日	11,710人日	11,705人日	11,701人日
②確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	11,000人日	11,000人日	11,000人日	11,000人日	11,000人日
	ファミリーサポートセンター事業 (うち、一時預かりのみ)	712人日	718人日	710人日	705人日	701人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度 既存の私立認定こども園で新たに実施

(5) 病児・病後児保育事業

① 事業内容

病気や怪我などにより集団保育の実施が一時的に困難な児童について、専用スペースにおいて保育を実施する。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	900人日	900人日	900人日	900人日	900人日
②確保方策	900人日	900人日	900人日	900人日	900人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

計画期間中の確保の内容

2020年（令和2年）度

病児・病後児保育施設2か所（本庁東部1か所、大久保南部1か所）

(6) 利用者支援事業

① 事業内容

ア 基本型

利用者支援事業については、基幹となる子育て支援センターにおいて、子ども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行う。

イ 特定型

子育て世帯の増加による待機児童の増加に対応するため、保育士資格を持つ市内の子育て支援情報に精通した保育コンシェルジュを配置し、就学前児童の保育に関する保護者の相談に応じ、個々の状況に応じた子育てに関する様々な情報提供や相談を行う。

ウ 母子保健型

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保護者に寄り添った総合的相談支援等を実施する。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
量の見込み(基本型・特定型)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
量の見込み(母子保健型)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
①量の見込み合計	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策(基本型・特定型)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保方策(母子保健型)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策合計	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

計画期間中の確保の内容

ア 基本型

市内5か所の子育て支援センターを活用して、うち2か所で実施

イ 特定型

市役所窓口の保育コンシェルジュで実施(2016年(平成28年)度より継続)

ウ 母子保健型

こども健康課内の子育て世代包括支援センターで実施

(7) 妊婦健康診査事業

① 事業内容

妊婦の健康管理の充実と、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠出産ができるよう、健康診査費の助成を行う。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

人：年間の実施人数

人回：年間の利用人数×利用回数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	4,453人 35,341回	4,490人 35,639回	4,420人 35,079回	4,384人 34,793回	4,351人 34,532回
②確保方策	4,453人 35,341回	4,490人 35,639回	4,420人 35,079回	4,384人 34,793回	4,551人 34,532回
②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

計画期間中の確保の内容

明石市医師会などの医師会
上記以外の医療機関（産婦人科）

(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

① 事業内容

市内に5か所ある子育て支援センターに、親と子が気軽に集い、交流できるプレイルームを設置し、子育て相談や子育てに関する情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会等を実施する。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

人回：年間の利用人数×利用回数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	102,315人回	103,172人回	102,005人回	101,386人回	100,815人回
②確保方策	5箇所 102,315人回	5箇所 103,172人回	5箇所 102,005人回	5箇所 101,386人回	5箇所 100,815人回
②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

計画期間中の確保の内容

市内5か所の子育て支援センターで実施

(9) ファミリーサポートセンター事業（就学後）

① 事業内容

「子育ての応援をしたい人（提供会員）」、「子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）」がそれぞれ会員となり、お互いに助け合いながら地域で子育てをする相互援助活動事業のうち、小学生を対象として行う。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	524人日	529人日	534人日	538人日	543人日
②確保方策	524人日	529人日	534人日	538人日	543人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

計画期間中の確保の内容

受託事業者

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業内容

保健師、助産師を中心とした専門職員が家庭訪問をすることによって、子育て家庭の孤立化を防ぎ、支援の必要な家庭の把握に繋げる。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

人：年間の実施人数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和3年度)	2023年度 (令和4年度)	2024年度 (令和5年度)
①量の見込み	2,840人	2,864人	2,819人	2,796人	2,775人
②確保方策	2,840人	2,864人	2,819人	2,796人	2,775人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

委託も含めた保健師、助産師を中心とした専門職による実施

(11) 養育支援訪問事業及びその他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

① 事業内容

育児による大きな負担が家庭にかかる前に、訪問による支援を実施する事業で、子育て訪問相談（看護師、臨床心理士、保育士など専門職の訪問による相談や指導）と、ホームヘルパー派遣（家事援助及び育児援助）を実施する。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

人：年間の利用人数（回数）

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
①量の見込み	4,736人	4,772人	4,727人	4,703人	4,680人
②確保方策	4,736人	4,772人	4,727人	4,703人	4,680人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

計画期間中の確保の内容

受託者 個人（保健師・保育士等）及び事業者

(12) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

① 事業内容

子どもの保護者が出産や病気などの理由で一時的に養育ができない場合に、児童福祉施設または里親家庭で養育保護を行う。通常の平日に利用できるショートステイに加え、夜間休日に預けられるトワイライトステイ、母子で過ごすことができる母子ショートステイを実施する。

また、最近では育児疲れによる利用も増えており、サービス利用後も継続的に支援するなど、よりきめ細やかな対応が必要になっている。今後も事業の一層の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応できるよう継続実施していく。

② 量の見込み及び確保方策

【全市】

人日：年間の利用人数×利用日数

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和3年度)	2023年度 (令和4年度)	2024年度 (令和5年度)
①量の見込み	1,276人日	1,276人日	1,276人日	1,276人日	1,276人日
②確保方策	1,276人日	1,276人日	1,276人日	1,276人日	1,276人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

計画期間中の確保の内容

実施機関 明石こどもセンター こども支援課

預かり施設等 児童養護施設、乳児院、里親(ファミリーホーム)、母子生活支援施設

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業内容

ア 日用品・文房具等に要する費用の補助

生活保護受給世帯等を対象として、特定教育・保育施設等に対して教育・保育給付認定保護者が支払うべき教材費・行事費等について、その費用の一部を補助する。

【補助額】

教材費・行事費等相当額 月額 2,500 円（上限）

イ 副食材料費に要する費用の補助

低所得世帯、または所得に関わらず第3子以降のいる世帯を対象として、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等に対して施設等利用給付認定保護者が支払うべき副食費について、その費用の一部を補助する。

【補助額】

副食費相当額 月額 4,500 円（上限）

(2) 取組内容

国の実施要綱等に基づき、対象者に対して補助を行う。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 事業内容

ア 認定こども園に対する特別支援教育・保育経費補助事業

認定こども園において、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な児童を受入れている場合、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

イ 新規参入施設等への巡回支援

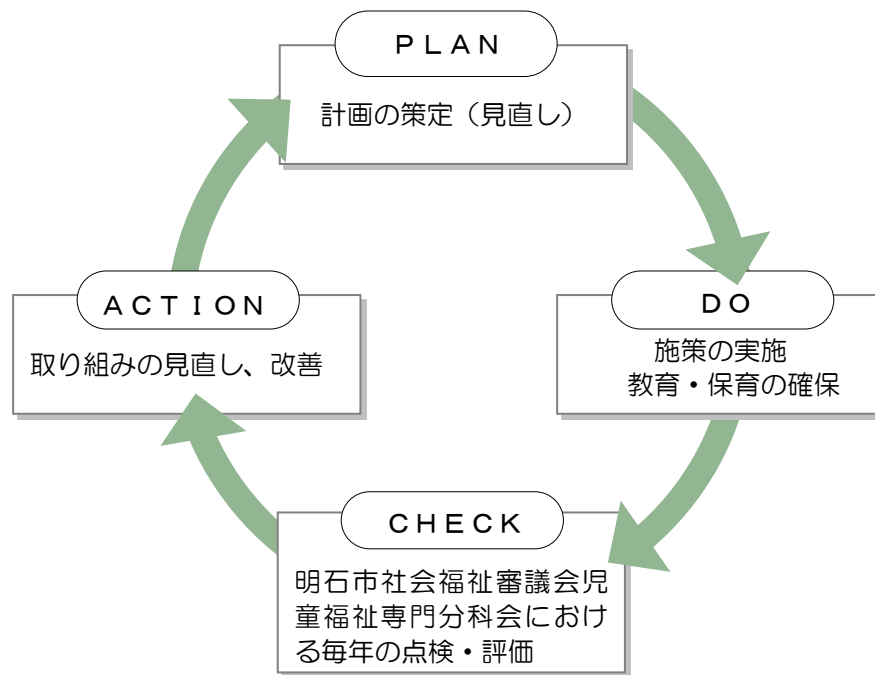
専門的知識及び経験を有する指導員が保育所・認定こども園を巡回し、障害児や発育に遅れのある児童に対する成長発達への援助や職員に指導・助言を行う。

② 取組内容

事業の趣旨を踏まえ、児童一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会を確保するため、必要な補助を継続していく。

第5章 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を行うために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検・評価し、その結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。



資料編

用語解説

(ページ数は、用語が最初に記載されているページを表しています。)

※1 P6 「一般世帯」

下記の(1)～(3)の世帯をいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。
- (2) 上記(1)の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

※2 P6 「核家族世帯」

- (1) 夫婦のみの世帯、(2) 夫婦と子供から成る世帯、(3) 男親と子供から成る世帯、(4) 女親と子供から成る世帯

※3 P6 「単独世帯」

世帯人員が一人の世帯

※4 P7 「労働力率」

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

※5 P17 「小規模保育事業所」

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。

※6 P17 「企業主導型保育施設」

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設で保育を行う。

※7 P40 「民生委員・児童委員」

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努め、児童委員を兼ねることとされている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援を行う。

※8 P43 「教育・保育施設」

認定こども園・幼稚園・保育所

- ・認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園

・学校教育法第1条に規定する幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）

・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）

（参考）特定教育・保育施設・・・市町村長が子ども・子育て支援新制度における施設型給付の対象として「確認」した上記の施設

※9 P44 「地域型保育（事業）」

小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、地域型保育事業とは、地域型保育を行う事業をいう。（主に3歳未満の乳児・幼児を対象とする。）

- ・小規模保育・・・少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
- ・家庭的保育・・・家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。
- ・居宅訪問型保育・・・障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。
- ・事業所内保育・・・会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育を行う。

※10 P47 「幼保連携型認定こども園」

認定こども園は、次の4つの類型に分かれます。

- ①幼保連携型・・・幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置付けられる認定こども園（幼稚園+保育所）
- ②幼稚園型・・・学校教育法に基づく「学校」である幼稚園と、認可外の「児童福祉施設」により構成されるタイプなどの認定こども園（幼稚園+保育所機能）
- ③保育所型・・・保育所としての認可を受けた施設であり、法律上は「児童福祉施設」に位置付けられますが、「学校」としての法的位置付けがない認定こども園（保育所+幼稚園機能）
- ④地方裁量型・・・幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプの認定こども園（幼稚園機能+保育所機能）

※11 P52 「認定区分」

2015年（平成27年）4月の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、保育所等の施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただくこととなります。申請に基づき、各市町村が下記の3つの認定区分により認定を行い、認定証を交付します。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、幼稚園等での教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する児童	保育所 認定こども園 （幼稚園部分、保育所部分）
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもで、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する児童	保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育

「保育を必要とする事由」とは、就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護等です。

第2期明石市子ども・子育て支援事業計画

2020年（令和2年）3月

発行：明石市

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5149

編集：明石市こども局こども育成室